

# 北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

規 則 目 次  
 頁 二〇六

○北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則 (資源エネルギー課) 二〇六

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (道立病院管理室) 二二二

○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見 (地域産業課) 二二二

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 二二三

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 二二四

○土地改良区連合の役員の退任の届出 (土地改良指導課) 二二四

○道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 二二四

○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定 (水産林務部所管分 その三) 二二五

○平成十三年度北海道林業改良指導員資格試験の実施 (林業振興課) 二二五

○生産事業者の登録の失効 (森林整備課) 二二六

○知事権限に係る保安林の指定 (治山課) 二二六

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 二二七

○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始 (道路計画課) 二二七

○道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 二二七

○道路の供用の開始 (道路整備課) 二二九

○道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 二二九

○道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 二二九

○公有水面の埋立ての免許 (砂防災課) 二二九

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災課) 二二〇

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市環境課) 二二三

○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行(二件) (都市環境課) 二二三

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 二二三

○北海道開発審査会付議基準の改正 (都市環境課) 二二三

## 支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 二二八

○道苦小牧地方環境監視センター告示 二二八

○特定調達契約に係る落札者等の公示 二二八

○道教育庁後志教育局告示 二二八

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二二八

○道教育庁空知教育局告示 二二八

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二二八

○道教育庁上川教育局告示 二二八

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二二八

○道教育庁留萌教育局告示 二二八

○特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二二八

○道選挙管理委員会告示 二二八

○政治団体の設立の届出(平成十三年五月分) 二二八

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年五月分) 二二八

○政治団体の解散の届出(平成十三年五月分) 二二八

○資金管理団体の異動届出(平成十三年五月分) 二二八

○資金管理団体の届出(平成十三年五月分) 二二八

○道人事委員会公告 二二八

○平成十三年度北海道職員採用初級試験の実施 二二八

○道公安委員会規則 二二八

○道公安委員会告示 二二八

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示 二二八

○運転免許取得者教育の認定の告示 二二八

○運転免許取得者の認定に関する規則による代表者の氏名等の変更の届出 二二八

○道函館方面公安委員会告示 二二八

○運転免許取得者教育の認定の告示 二二八

○道旭川方面公安委員会告示 二二八

○運転免許取得者教育の認定の告示 二二八

○道釧路方面公安委員会告示 二二八

○運転免許取得者教育の認定の告示 二二八

○道北見方面公安委員会告示 二二八

○運転免許取得者教育の認定の告示 二二八

○運転免許取得者の認定に関する規則による代表者の氏名等の変更の届出 二二八

平成十三年六月二十九日 金曜日

公布された規則のあらまし

北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則（規則第八十八号）

一 趣旨

北海道砂利採取計画の認可に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 事前協議書の様式を定めることとした（第二条第一項関係）。

2 災害の防止のための措置として、次に掲げる場合に応じてそれぞれ次に定める措置を定めなければならないこととした（第三条関係）。

（一） 条例第三条第一項に該当する場合 関係者以外の立入防止措置、騒音防止措置、粉じん及び飛砂の防止措置並びに砂利運搬車両の走行速度の減速等の措置

（二） 条例第三条第二項に該当する場合 地下水位への影響を防止するための措置（近隣に飲用水に利用している井戸がある場合は、地下水の水質への影響を防止するための措置）

（三） 条例第三条第三項に該当する場合 （一）及び（二）に掲げる措置のうち知事が必要と認める措置

3 埋戻しの履行を確保するため、認可申請書の添付書類を定めることとした（第四条関係）。

4 埋戻しに係る保証措置を次のいずれかの措置とすることとした（第五条第一項関係）。

（一） 北海道砂利工業組合による保証  
（二） 金融機関による保証  
（三） （一）及び（二）に類する保証措置で知事が適正と認める保証措置

5 4の保証措置を講じたことを確認するため、認可申請書に添付する書類について定めることとした（第五条第二項関係）。

6 採取計画の認可申請書の様式及び提出部数を定めることとした（第六条関係）。

三 施行期日  
この規則は、平成十三年十月一日から施行することとし、6の規定は、同日以後になされる認可及び変更認可に係る認可申請書について適用することとした。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則（北海道公安委員会規則第十二号）

一 趣旨  
厚別優良運転者免許更新センターを設置することに伴い所要の改正を行うほか、運転者の遵守事項を追加することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定

することとした。

二 内容

1 道路交通法の規定に基づく運転者の遵守事項として、原動機付自転車等の後面に標識等を見やすいように表示することを加えることとした（第十二条関係）。

2 道路交通法又はこれに基づく命令の規定により、北海道公安委員会に対して行う運転免許証に係る申請及び届出の一部について、警察本部交通部運転免許試験課に設置する厚別優良運転者免許更新センターを経由して行うことができることとした（第二十二條の三及び別表一関係）。

3 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 この規則は、平成十三年七月一日から施行することとした。ただし、第十二條の改正規定は、平成十三年十月一日から施行することとした。

2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第七号）の一部を改正することとした。

規則

北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十三年六月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十八号

北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、北海道砂利採取計画の認可に関する条例（平成十三年北海道条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第二条 条例第二条第二項に規定する協議書は、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下「法」という。）第十六条の規定による採取計画の認可（この項を除き以下「認可」という。）の申請を行うおとせる場合にあっては別記第一号様式の砂利採取計画事前協議書、法第二十条第一項の規定による採取計画の変更の認可（以下「変更認可」という。）の申請を行うおとせる場合にあっては別記第二号様式の砂利採取計画変更事前協議書によらなければならない。

2 知事は、条例第二条第一項の規定による事前協議の結果、条例第三条第三号の規定により災害の防止のための措置を講ずる必要があると認める場合は、申請者（認可又は変更認

可を受けようとする者をいう。以下同じ。）に対し、同号の災害の防止のための措置について、書面で通知するものとする。

(災害防止措置)  
第三条 条例第三条第一号に該当する場合における災害の防止のための措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 トタン塀等による囲い柵、危険表示札の設置等砂利採取場内への関係者以外の立入りを防止する措置
  - 二 掘さく、洗浄及び積込みの工程で使用する機械設備の使用時間の制限、築堤又はトタン塀等の設置等砂利採取に伴う騒音の防止のための措置
  - 三 砂利採取場内の散水、トタン塀等の設置等の措置等砂利採取に伴う粉じん及び飛砂の防止のための措置
  - 四 砂利採取場から国道、道道又は市町村道に通じる私人（土地改良区等を含む。）の管理する道路における当該車両の走行速度の減速等砂利を運搬する車両の通行による騒音振動及び粉じんの防止のための措置
- 2 条例第三条第二号に該当する場合における災害の防止のための措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 掘さくに伴い砂利採取場内のゆう水のくみ上げを必要最小限とする等地下水位への影響を防止するための措置
  - 二 砂利採取場近隣に飲用水に利用している井戸がある場合においては、水質検査を実施する等地下水の水質への影響を防止するための措置
- 3 条例第三条第三号に該当する場合における災害の防止のための措置は、第一項各号及び前項各号に掲げる措置のうち、知事が必要と認める措置とする。

(埋戻し)  
第四条 申請者は、認可申請書（認可又は変更認可に係る申請書をいう。以下同じ。）には、砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年 通商産業省 建設省 令第一号。以下「省令」といふ。）（第三条第二項第九号に掲げる書面として次に掲げる書類を添付しなければならない。）

- 一 埋戻し土量計算書
  - 二 埋戻し作業工程表
  - 三 埋戻しに使用する機械設備等の能力を確認できる書類
- (保証措置)  
第五条 条例第六条に規定する規則で定める保証措置は、次の各号に掲げるいずれかの保証措置とする。

- 一 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第三条第一項第八号に掲げる商工組合である北海道砂利工業組合による保証（申請者が埋戻しを履行で

きない場合に北海道砂利工業組合が申請者に代わって埋戻しを行うことをいう。）  
二 金融機関による保証（申請者が埋戻しを履行できない場合において、土地の所有者（土地の所有者が申請者と同一の場合は、申請者の代わりに埋戻しを行う者。以下同じ。）が、申請者との契約に基づき申請者に代わって埋戻しを行うときに、申請者が土地の所有者に対して負う当該埋戻しに係る債務について金融機関が保証していることをいう。）

- 三 前二号に類する保証措置で知事が適正と認める保証措置
- 2 申請者は、認可申請書には、省令第三条第二項第十一号に掲げる書面として、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる保証措置を講じた場合は、北海道砂利工業組合の保証書
  - 二 前項第二号に掲げる保証措置を講じた場合は、申請者と土地の所有者との間で締結した埋戻し契約書等の写し、金融機関の保証書の写し及び土地の所有者が申請者に代わって埋戻しを履行する旨の知事に対する誓約書
  - 三 前項第三号に掲げる保証措置を講じた場合は、埋戻しが確実に保証されていることを証する書類

(採取計画の認可申請書)  
第六条 採取計画の認可申請書の様式は、省令第三条第一項に規定する申請書については別記第三号様式、省令第四条第一項に規定する申請書については別記第四号様式とする。

2 前項の申請書の提出部数は、正本一部、副本二部とする。ただし、砂利採取場が二以上の支庁又は市町村の所管区域にまたがる場合は、当該砂利採取場がまたがる支庁又は市町村の数の副本を加えた数の副本を提出するものとする。

附則  
この規則は、平成十三年十月一日から施行し、第四条、第五条第二項及び第六条の規定は同日以後になされる認可及び変更認可に係る認可申請書について適用する。

別記第一号様式（第2条関係）

砂利採取計画事前協議書		年	月	日
住所又は所在地		年	月	日
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		年	月	日
登録年月日		年	月	日

北海道砂利採取計画の認可に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり事前協議を行います。

【砂利採取計画の概要】

採取予定地	掘さく面積		砂利の区分	陸山海洗浄		
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
採取場面積	m <sup>3</sup>	掘さく深	最大:	m		
採取量	m <sup>3</sup>	現況地目	平均:	m		
採取予定期間	年	月	日	年	月	日
採取跡地又は沈殿池若しくは貯水し方法埋戻し土状況の確保状況	確保場所 (採取場所)		必要量	m <sup>3</sup>		
周囲の状況	他産業への影響	有・無	距離等			
	人家の有無	有・無	距離等			
	施設の有無	有・無	距離等			
	地下水利用者の有無	有・無	距離等			
保証方法	1 北海道砂利工業組合の保証	組合員・加入予定				
	2 金融機関による保証	金融機関の名称				
	3 その他上記に類する保証	内容				
その他	他法令の規制の有無等					

登録番号	第	号
------	---	---

別記第2号様式 (第2条関係)

4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取計画変更事前協議書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

㊟

北海道砂利採取計画の認可に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更について、協議を行います。

認可年月日	年	月	日	認可番号	第	号	
認可期間	年	月	日	～	年	月	日
採取場所在地							

変更の内容

--	--

変更の理由

--	--

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 施設には、道路及び河川を含む。
- 3 採取(洗浄)場の付近見取図等、計画の概要を示す図面を添付すること。

別記第3号様式 (第6条関係)

- 2 必要に応じて、変更の内容を示す書類を添付すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

北海道収入証紙  
はじり付け欄 (消  
印すること)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

砂利採取計画認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つては、その代表者の氏名

⑩

登 録 年 月 日 年 月 日  
登 録 番 号 第 号

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ×印の欄は、記入しないこと。  
3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

平成十三年六月二十九日

金 澤 田

採取計画

1 砂利採取 (洗浄) 場の区域

採取 (洗浄) 場の所在地 (海岸はその名称)	市 郡 町 (村)	番 地 番地先 海浜地
採取 (洗浄) 場の面積	m <sup>2</sup>	

2 採取 (洗浄) する砂利の種類及び数量

(単位: m<sup>3</sup>)

採取 洗 浄	砂	玉	石	切込砂利	小 計	表土その他	合 計

3 採取 (洗浄) の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで
-------------------

4 砂利の採取 (洗浄) の方法及び採取 (洗浄) のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法

ア 手掘採取	イ 機械掘採取
--------	---------

(2) 洗浄の方法

ア 還 流 式		イ 非 還 流 式	
取水先	ア 地下水 イ 水道 ウ 河川 エ その他 ( )	取水先	ア 河川 イ その他 ( )
有・無	最大 m <sup>3</sup> /日	排水先	ア 河川 イ その他 ( )
有・無	最大 m <sup>3</sup> /日	排水量	最大 m <sup>3</sup> /日

(3) 採取 (洗浄) のための設備等



ヘドリの乾燥の方法	たい積ヘドリの流出防止対策等	乾燥後の処理方法
ヘドリ処理		

(3) 災害防止措置

条例第3条第1号に規定する施設	ア 有 イ 無	(名称： )
採取場内への関係者以外の立入防止措置	種 別	構造等 高さ ( )m)材質 ( )
騒音防止措置	騒音発生施設の使用時間	危険表示札設置 有 (設置場所： )
騒音防止措置	その他の騒音防止措置	
防止の防止措置	採取場内の散水	
飛砂の防止措置	飛散防止措置	
運搬車両の通行による騒音振動及び粉じん防止措置	採取場から国道及び道道に至る私人が管理する道路	有・無
運搬車両に対する防止措置		
条例第3条第2号に規定する井戸	ア 有 イ 無	(飲用水利用 箇所・農業用水等利用 箇所)
災害防止措置		
条例第3条第3号の災害防止措置		

--	--

(4) 採取跡地の埋戻し計画

① 埋戻しの方法

埋戻しを行う場所	ア 掘さく跡地 イ 沈殿池及び貯水池の跡地
埋戻し面積	m <sup>2</sup> 埋戻し高 m
埋戻しに使用する土砂の種類	
埋戻しの方法	
埋戻しに必要な土砂量	搬入する土砂量① m <sup>3</sup> 流用する表土量② m <sup>3</sup> 合計 (①+②) m <sup>3</sup>

② 埋戻しに係る保証措置

埋戻しに係る保証措置の方法	1 条例施行規則第5条第1項第1号に規定する北海道砂利工業組合による保証 2 条例施行規則第5条第1項第2号に規定する金融機関による保証 (金融機関名： (保証の内容： ) ) 3 条例施行規則第5条第1項第3号に規定する保証保証内容：
---------------	--

6 水切りの方法及び設備その他の施設

水切り方法等	採取 (洗浄) 砂利の水切りの方法	水切りに係る設備	その他の施設
--------	-------------------	----------	--------

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第4号様式 (第6条関係)

第1275号

報 道 公 報

北海道収入証紙  
はり付け欄 (消  
印すること)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

砂利採取計画変更認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
氏名又は名称及び法人にあ  
っては、その代表者の氏名

印

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請  
します。

1 認可内容

認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号
認可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
採取場所在地			

2 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

3 変更の理由

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ×印の欄は、記入しないこと。  
3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

押 印

北海道告示第1141号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
経営管理システム及び財務会計システム構築の委託業務
- 2 落札を決定した日  
平成13年6月18日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 株式会社BSNアイネット  
(2) 住 所 新潟市米山2丁目5番地1
- 4 落札金額  
29,799,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成13年北海道告示第837号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室  
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1142号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により市町村から聴取  
した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。  
平成13年6月29日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
函館昭和三ウヅラザ  
函館市昭和1丁目401 - 1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役社長 我孫子健一  
札幌市中央区大通西6丁目10 - 1  
3 市町村から聴取した意見の概要  
意見なし  
なお、要望として  
・ 「建物設置者が配慮すべき事項」に基づいた事前協議の内容を遵守して頂きたい。  
さらに、設置後、諸問題が生じた場合には、早急に対策を講じて頂きたい。  
・ 「函館市一般廃棄物処理基本計画」を遵守して頂きたい。

4 同法8条第2項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出はなし。

5 意見の縦覧  
(1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道渡島支庁商工労働観光課  
(2) 縦覧期間  
平成13年6月29日(金)から7月30日(月)まで(日曜日及び国民の祝日に  
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
(3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

**北海道告示第1143号**  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。  
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年10月29日までに北海道後志支庁商工労働課に到着するよう提出することができる。  
平成13年6月29日  
北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤズナイ北斗産業  
札幌市中央区旭ヶ丘四丁目4番7号  
代表取締役 大川 京子

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
余市サテイ  
余市郡余市町黒川町12丁目62番1ほか

(3) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 午後8時(ただし年間60日午後9時)  
(変更後) 午後9時

(4) 変更する年月日  
平成13年7月6日

(5) 上記③の変更に係るもの以外の事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者 名	代 表 者 職 ・ 氏 名	住 所
(株)マイカル北海道	代表取締役 大川 祐一	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
(株)花月堂	代表取締役社長 坂田 榮子	小樽市稲穂2丁目2番7号
西谷 正男	西谷 正男	余市町富沢町6丁目91番地
(有)中村生花店	代表取締役 中村 敏幸	余市町大川町3丁目135番地
(株)エンバイアー	代表取締役 山下 準平	札幌市北区北23条西5丁目2番37号
(有)フォクトリエイト	代表取締役 江刺家文吉	札幌市白石区東札幌5条2丁目7番7号
(株)キング	取締役社長 山田 幸雄	東京都品川区西五反田2丁目14番9号

第1275号

報 告 書 北 道

(有)ヤーンショップ藤	代表取締役 藤戸 貴弘	札幌市手稲区前田6条15丁目2番5号
(株)ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号
(有)タワラー	取締役社長 近藤良四郎	札幌市白石区菊水6条2丁目三久ビル
(株)ナカニシ	代表取締役 中西 弘	鳥取県鳥取市富安2丁目70番地
(株)三貴	代表取締役 木村 和巨	東京都豊島区東池袋3-4-3
(株)出路商店	代表取締役 出路 雅敏	余市町大川町3丁目54番地

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,107㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

530台

(イ) 駐輪場の収容台数

99台

(ウ) 荷さばき施設の面積

439.14㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設等の容量

126.06㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時(ただし、年間61日午前9時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後11時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

入り口3カ所・出口3カ所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後8時まで

2 届出年月日

平成13年6月18日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道後志支庁商工労働課

(2) 縦覧期間

平成13年6月29日(金)から10月29日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧期間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1144号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、江部乙土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

就退任の別

就退任年月日

就 任

退 任

理事・監事  
の別

氏 名

住 所

川嶋 泰

坂野 正彦

同

滝川市江部乙町1482番地2

同

同

北海道告示第1145号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、石狩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

退任年月日

理 事 ・ 監 事 の 別

氏 名

住 所

理 事

監 事

氏 名

住 所

笹谷 義市

同

同

旭川市東鷹栖2線18号1043番地の6

同

同

北海道告示第1146号

道管土地改良(北海道地区中山間地域総合整備(農業用排水、農道))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成13年7月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1147号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等

を次のとおり定める。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

(水産林務部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	市町村	市町村が水産基盤整備事業を行う場合又は市町村が水産基盤整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 水産物供給基盤整備事業費 漁港漁場機能高度化統合補助事業費 (2) 水産資源環境整備事業費 漁場環境保全創設事業費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
水産基盤整備事業 水産基盤整備事業の実施を通じて水産資源の持続的利用と安全で効率的な水産物供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が水産基盤整備事業を行う場合又は市町村が水産基盤整備事業を行う漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 水産物供給基盤整備事業費 漁港漁場機能高度化統合補助事業費 (2) 水産資源環境整備事業費 漁場環境保全創設事業費	6分の5以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第8号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第9号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1148号

平成13年度北海道林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達 也

4 受 験 資 格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (同法第89条の2に規程する大学 (以下「短期大学」という。)を除く。) において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち、試験の実施期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの
- (2) 短期大学又は森林法施行令 (昭和26年政令第276号) 第10条の農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

- 1 試験期日及び試験時間 平成13年9月9日 (日) 午前9時30分から午後5時まで
- 2 試験地等
  - (1) 試験地 函館市、札幌市、旭川市、網走市、帯広市  
(受験者数により試験地を変更することがある。)
  - (2) 試験場所 林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行う。
- 3 試験の方法
  - (1) 筆記試験 林業一般に関する基礎的知識
  - ア 必須項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち、受験者の選択する1項目
  - イ 選択項目 社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行

- ア 必須項目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち、受験者の選択する1項目
- イ 選択項目 社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行

第 1275 号

報 告 公 開 規 則

普及又は指導

(3) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和6年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) 前3号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

5 受験資格者の認定

4の受験資格の(4)の認定を受けようとするものは、履歴書、受験資格認定申請書、4の(1)、(2)、(3)に掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有することを証明する書類(最終学校卒業証明書及び履歴証明書)を添えて申請し、受験資格認定書の交付を受けてから受験願書を提出すること。

6 受験願書の受付期間及び提出先及び添付書類

(1) 受 付 期 間 平成13年7月9日(月)から19日(木)まで(日曜日及び土曜日は除く。)とし、郵送による場合は、同月19日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(2) 提 出 先 札幌市中央区北3条西6丁目  
(専用郵便番号 060 - 8588)  
北海道水産林務部林業振興課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 564

(3) 添 付 書 類

ア 履歴書

イ 最終学校卒業証明書、卒業見込証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書、受験希望地・連絡先記入票

ウ 4の受験資格の(2)又は(3)に該当する者にとっては、4の(2)のア又はイの職務に従事した期間について受験資格を有することを証明する書類(履歴証明書)

エ 再度受験者等で、受験資格を有することが確認済みの場合は、以上の書類(履歴書、受験希望地・連絡先記入票を除く。)について再提出不要

(4) 写真(最近6か月以内に撮影した正面、上半身及び無帽の名刺版で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

7 合 格 発 表 表 合格発表表は、平成13年10月5日(金)に北海道水産林務部林業振興課、各支庁経済部林務課及び各道有林管理センターにおいて公表するとともに、合格者に対して合格証書を交付して行う。

8 そ の 他

(1) 受験及び受験資格の認定申請に必要な用紙は、北海道水産林務部林業振興課、各支庁経済部林務課、各道有林管理センターで交付する。

(2) 郵送による受験願書の提出に当たっては、封筒に「林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書すること。

(3) 受験票は、受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付する。

(4) 受験地、試験会場について、受験票に記入して送付する。

北海道告示第1149号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、その効力を失った。

平成13年6月29日

登 録 番 号	生 産 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
北海道 4015	馬場 勇助 上磯郡上磯町字清川527番地	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	馬場 勇助 上磯郡上磯町字清川
北海道 4023	小沢市三郎 電田郡七飯町字峠下329番地	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	小沢市三郎 電田郡七飯町字峠下
北海道 4025	小松平征治 電田郡七飯町字中野137番地	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	小松平征治 電田郡七飯町字中野
北海道 4026	水島 秀和 電田郡七飯町字中島165番地	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	水島 秀和 電田郡七飯町字中島
北海道 4030	小笠原 実 函館市赤川町553番地	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	双葉園 函館市赤川町
北海道 4031	湊 力蔵 函館市赤川通町130番地	幼苗の育成及び幼苗 以外の苗木の育成	湊 力蔵 函館市赤川通町

北海道告示第1150号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年6月29日

指 定 の 目 的	干 害 の 防 備
1 保安林の所在場所	空知郡南富良野町字北落合2の1・324(以上2筆について)
2 指定の目的	次の図に示す部分に限る。)
3 指定施業要件	1、3、94の2、128の4

北海道知事 堀 達 也

(1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐は、択伐による。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1151号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成13年6月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字中士幌165の7・165の8（以上2筆について場所）
- (2) 保安林として指定され 風害の防備  
 目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在 上川郡清水町字羽帯4900の1・4900の2（以上2筆について場所）
- (2) 保安林として指定され 風害の防備  
 目的
- (3) 解除の理由 農道用地とするため

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所  
 路線名 区 間 変更前後の別

恵庭岳公園線 恵庭市盤所310番地4地先から 12.80mから  
 恵庭市盤所269番地地先（河川敷地）まで 82.06mまで

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除予定保安林の所在 上川郡清水町字御影4900の1・491（以上2筆について次の場所）

(2) 保安林として指定され 風害の防備  
 目的

(3) 解除の理由 農道用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1152号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。  
 平成13年6月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 路線名 礼文町道浜中西上泊線
- 2 工事区間 礼文郡礼文町大字船泊村字大沢413番2地先から  
 礼文郡礼文町大字船泊村字大沢676番1地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成13年7月11日

北海道告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年6月29日

- 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

724.49m \_\_\_\_\_ 北海道札幌土木現業所

第1275号

北海道公報

舞鶴追分線	夕張郡長沼町字馬追原野1396番1地先から 夕張郡長沼町字馬追原野1396番13地先まで	前	10.00mから 24.01mまで	827.20m	—	—	—	—	—
		後	12.80mから 82.06mまで	724.49m	—	—	—	—	—
		後	7.49mから 24.01mまで	805.00m	—	—	—	—	—
		前	14.54mから 17.36mまで	400.00m	—	—	—	—	北海道札幌土木現業所
		後	14.54mから 17.36mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		後	14.54mから 23.10mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		後	14.54mから 23.10mまで	400.00m	—	—	—	—	—
		前	5.44mから 25.10mまで	727.80m	—	—	—	—	同
		後	5.44mから 25.10mまで	727.80m	—	—	—	—	—
		後	15.00mから 102.95mまで	1,940.00m	—	—	—	—	北海道稚内土木現業所
		後	11.00mから 37.00mまで	2,947.49m	—	—	—	—	—
		前	11.00mから 37.00mまで	2,947.49m	—	—	—	—	—
		後	11.00mから 37.00mまで	2,947.49m	—	—	—	—	—
		後	11.00mから 31.00mまで	2,998.45m	—	—	—	—	—
		後	14.00mから 34.00mまで	2,708.02m	—	—	—	—	—

北海道告示第1154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月29日

北海道知事 堀 達也

- (1) 道路の種類 道道
- (2) 路線名 洞爺湖登別線
- (3) 道路の区域

区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉 国有林後志森林管理署室 蘭事務所415林班な小班 地先（河川敷地）から有 珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国 有林後志森林管理署室蘭 事務所415林班な小班地 先（河川敷地）まで	前	20.50mから 43.19mまで	270.00m	—
	後	20.50mから 70.27mまで	270.00m	—

2(1) 道路の種類	道路				
(2) 路線名	洞爺湖登別線				
(3) 道路の区域	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	登別市カルル又町4番1地先から登別市カルル又町2番2地先まで		前	12.00mから35.00mまで	1,294.00m
	登別市カルル又町4番1地先から登別市カルル又町2番2地先まで		後1	12.00mから35.00mまで	1,294.00m
	登別市カルル又町4番1地先から登別市カルル又町2番1地先(河川敷地)まで		後2	12.00mから60.00mまで	1,250.00m

北海道告示第1155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月29日

路線名	供用開始の区間	北海道知事	堀達也
道路	訓子府停車場線	常呂郡訓子府町元町92番地先から常呂郡訓子府町元町1番1地先まで	平成13.6.29
道路	北見環状線	北見市川沼町149番地先から北見市花園町614番1地先まで	同

北海道告示第1156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月29日

1 道路の種類	道路	北海道知事	堀達也
2 路線名	摩周湖斜里線		

3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	斜里郡清里町水元町25番9地先から斜里郡清里町水元町29番6地先まで	16.00mから22.00mまで	594.50m	—

北海道告示第1157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月29日

1 道路の種類	道路	北海道知事	堀達也			
2 路線名	モアシヨク原野螺湾足寄停車場線					
3 道路の区域	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
		足寄郡足寄町上螺湾国有林足寄営林署54林班地先から足寄郡足寄町上螺湾256番地先まで	前	13.40mから39.00mまで	901.00m	—
			後	13.40mから39.00mまで	881.50m	—

北海道告示第1158号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成13年6月29日

1 免許の年月日	平成13年6月22日	北海道知事	堀達也
2 免許を受けた者			
(1) 名称	北海道		
(2) 住所	札幌市中央区北3条西6丁目		
(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀達也		
3 埋立区域			
(1) 位置	三石郡三石町字鳥舞56番、53番1及び53番2地先の公有水面		
(2) 区域	次のAの地点からEの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とE		

第 1 2 7 5 号

報 告 道 海 北

<p>の地点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>Aの地点 3級基準点3 - 01の地点 (北緯42度13分23秒1977、東経142度37分11秒5818) から方向角219度00分16秒の方向191.13mの地点</p> <p>Bの地点 Aの地点から方向角112度34分54秒の方向26.23mの地点</p> <p>Cの地点 Bの地点から方向角22度40分35秒の方向49.77mの地点</p> <p>Dの地点 Cの地点から方向角275度42分45秒の方向25.54mの地点</p> <p>Eの地点 Dの地点から方向角275度51分44秒の方向1.87mの地点</p> <p>(3) 面 積 1,201.42㎡</p> <p>4 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位 置 三石郡三石町字晃舞56番、53番1及び53番2地先の地点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>(2) 区 域 次の①の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>①の地点 3級基準点3 - 01の地点 (北緯42度13分23秒1977、東経142度37分11秒5818) から方向角216度48分27秒の方向200.08mの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から方向角307度56分51秒の方向69.06mの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から方向角3度08分44秒の方向39.78mの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から方向角100度32分15秒の方向7.20mの地点</p> <p>⑤の地点 ④の地点から方向角186度40分23秒の方向0.45mの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から方向角101度41分29秒の方向10.04mの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から方向角97度52分42秒の方向12.16mの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から方向角96度27分47秒の方向35.14mの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から方向角95度15分27秒の方向13.89mの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から方向角95度49分32秒の方向4.31mの地点</p> <p>⑪の地点 ⑩の地点から方向角202度40分18秒の方向5.18mの地点</p> <p>⑫の地点 ⑪の地点から方向角95度51分44秒の方向1.87mの地点</p> <p>⑬の地点 ⑫の地点から方向角95度42分45秒の方向25.54mの地点</p> <p>⑭の地点 ⑬の地点から方向角95度42分58秒の方向10.12mの地点</p> <p>⑮の地点 ⑭の地点から方向角186度46分11秒の方向11.38mの地点</p> <p>⑯の地点 ⑮の地点から方向角202度40分35秒の方向41.75mの地点</p> <p>⑰の地点 ⑯の地点から方向角292度34分52秒の方向39.03mの地点</p> <p>(3) 面 積 5,972.21㎡</p> <p>5 埋立地の用途 漁港施設用地</p>	<p>の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>平成13年6月22日</p> <p>北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也</p> <p>増毛郡増毛町阿分22番2、22番3、22番6及び23番3地先の公有水面</p> <p>次のH1 - 2からH1 - 5の地点までを順次に結んだ線、H1 - 5の地点とK6 - 1の地点とを結んだ線、K6 - 1の地点とK28の地点とを結んだ線、K28の地点とK20の地点とを結んだ線、K19の地点とを結んだ線、K27の地点とK2の地点とを結んだ線及びH1 - 2の地点とK2の地点とを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>4級基準点T - 4 (X = - 12.035、580、Y = - 51,740.481) から方向角269度12分51秒の方向17.13mの地点</p> <p>H1 - 2の地点から方向角35度29分32秒の方向80.28mの地点</p> <p>H1 - 3の地点から方向角126度04分38秒の方向40.12mの地点</p> <p>H1 - 4の地点から方向角35度34分46秒の方向1.59mの地点</p> <p>H1 - 5の地点から方向角125度26分59秒の方向19.02mの地点</p> <p>K6 - 1の地点から方向角201度50分01秒の方向9.23mの地点</p> <p>K28の地点から方向角201度50分12秒の方向32.11mの地点</p> <p>K19の地点</p> <p>K20の地点から方向角201度50分04秒の方向16.37mの地点</p>
--	--

北海道告示第1159号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面

K27の地点	K19の地点から方向角206度34分00秒の方向16.91mの地点	H9 - 3の地点	H9 - 2の地点から方向角122度04分27秒の方向10.08mの地点
K2の地点	K27の地点から方向角197度09分28秒の方向9.09mの地点	R2の地点	H9 - 3の地点から方向角109度04分20秒の方向19.02mの地点
ウ 面 積	5,546.56㎡	L2の地点	R2の地点から方向角193度57分16秒の方向4.41mの地点
(4) 免許年月日及び番号	平成2年8月1日 砂防第3121号指令	K25の地点	L2の地点から方向角193度56分56秒の方向21.80mの地点
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	増毛町	K24の地点	K25の地点から方向角176度43分13秒の方向21.88mの地点
2(1) しゅん功認可の年月日	平成13年6月22日	K23の地点	K24の地点から方向角176度43分06秒の方向12.35mの地点
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也	K22の地点	K23の地点から方向角176度42分52秒の方向5.23mの地点
イ 住 宅 代 表 者 の 氏 名	増毛郡増毛町阿分20番2、21番2、21番5、21番6、22番3、22番10及び22番14地先の公有水面	K30の地点	K22の地点から方向角201度50分09秒の方向15.42mの地点
(3) 埋 立 区 域	増毛郡増毛町阿分20番2、21番2、21番5、21番6、22番3、22番10及び22番14地先の公有水面	K29の地点	K30の地点から方向角201度50分20秒の方向8.77mの地点
イ 区 域	次のH9 - 1の地点からH9 - 3の地点までを順次に結んだ線、H9 - 3の地点とR2の地点とを結んだ線、R2の地点とL2の地点とを結んだ線、L2の地点とK25の地点とを結んだ線、K25の地点とK24の地点とを結んだ線、K24の地点とK23の地点とを結んだ線、K23の地点とK30の地点とを結んだ線、K22の地点とK30の地点とを結んだ線、K30の地点とK29の地点とを結んだ線、K29の地点とH1 - 5の地点とを結んだ線、H1 - 5の地点とH1 - 4の地点とを結んだ線、H1 - 4の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線及びH9 - 1の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	H1 - 5の地点	K29の地点から方向角201度50分04秒の方向5.47mの地点
ア 位 置	増毛郡増毛町阿分20番2、21番2、21番5、21番6、22番3、22番10及び22番14地先の公有水面	H1 - 4の地点	H1 - 5の地点から方向角215度34分46秒の方向1.59mの地点
イ 区 域	次のH9 - 1の地点からH9 - 3の地点までを順次に結んだ線、H9 - 3の地点とR2の地点とを結んだ線、R2の地点とL2の地点とを結んだ線、L2の地点とK25の地点とを結んだ線、K25の地点とK24の地点とを結んだ線、K24の地点とK23の地点とを結んだ線、K23の地点とK30の地点とを結んだ線、K22の地点とK30の地点とを結んだ線、K30の地点とK29の地点とを結んだ線、K29の地点とH1 - 5の地点とを結んだ線、H1 - 5の地点とH1 - 4の地点とを結んだ線、H1 - 4の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線及びH9 - 1の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	H1 - 3の地点	H1 - 4の地点から方向角306度04分38秒の方向40.12mの地点
ア 位 置	増毛郡増毛町阿分20番2、21番2、21番5、21番6、22番3、22番10及び22番14地先の公有水面	ウ 面 積	4,222.55㎡
イ 区 域	次のH9 - 1の地点からH9 - 3の地点までを順次に結んだ線、H9 - 3の地点とR2の地点とを結んだ線、R2の地点とL2の地点とを結んだ線、L2の地点とK25の地点とを結んだ線、K25の地点とK24の地点とを結んだ線、K24の地点とK23の地点とを結んだ線、K23の地点とK30の地点とを結んだ線、K22の地点とK30の地点とを結んだ線、K30の地点とK29の地点とを結んだ線、K29の地点とH1 - 5の地点とを結んだ線、H1 - 5の地点とH1 - 4の地点とを結んだ線、H1 - 4の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線及びH9 - 1の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	(4) 免許年月日及び番号	平成11年7月15日 砂防第25 - 1号指令
ア 位 置	増毛町	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	増毛町
イ 区 域	次のH9 - 1の地点からH9 - 3の地点までを順次に結んだ線、H9 - 3の地点とR2の地点とを結んだ線、R2の地点とL2の地点とを結んだ線、L2の地点とK25の地点とを結んだ線、K25の地点とK24の地点とを結んだ線、K24の地点とK23の地点とを結んだ線、K23の地点とK30の地点とを結んだ線、K22の地点とK30の地点とを結んだ線、K30の地点とK29の地点とを結んだ線、K29の地点とH1 - 5の地点とを結んだ線、H1 - 5の地点とH1 - 4の地点とを結んだ線、H1 - 4の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線及びH9 - 1の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	3(1) しゅん功認可の年月日	平成13年6月21日
ア 位 置	増毛町	(2) しゅん功認可を受けた者	北海道
イ 区 域	次のH9 - 1の地点からH9 - 3の地点までを順次に結んだ線、H9 - 3の地点とR2の地点とを結んだ線、R2の地点とL2の地点とを結んだ線、L2の地点とK25の地点とを結んだ線、K25の地点とK24の地点とを結んだ線、K24の地点とK23の地点とを結んだ線、K23の地点とK30の地点とを結んだ線、K22の地点とK30の地点とを結んだ線、K30の地点とK29の地点とを結んだ線、K29の地点とH1 - 5の地点とを結んだ線、H1 - 5の地点とH1 - 4の地点とを結んだ線、H1 - 4の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線及びH9 - 1の地点とH1 - 3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域		

第1275号

報 告 道 道 北

住所 代表者の氏名 (3) 埋立区域 位置 イ 区	区域
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也 島牧郡島牧村字栄浜381番20、381番22、381番23、386番 及び421番地先の公有水面	区域 A 1の地点 2の地点 3の地点 区域 B 4の地点 5の地点 6の地点 7の地点 8の地点 9の地点 10の地点 11の地点 12の地点 13の地点 14の地点 15の地点 16の地点 17の地点 18の地点 19の地点 20の地点 21の地点 22の地点 23の地点

ウ 面	24の地点	23の地点から方向角88度11分55秒の方向0.27mの地点
積	区域A 55.27㎡	
区域B	4,953.48㎡	
計	5,008.75㎡	
(4) 免許年月日及び番号	平成3年7月2日	
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	砂防第3042号指令 島牧村	
<p><b>北海道告示第1160号</b> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画法の事業計画の変更を認可した。 平成13年6月29日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達 也</p>		
1(1) 施行者の名称	札幌市	
(2) 都市計画法事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・4・38号平和通）	
(3) 事業施行期間	平成8年5月17日から平成17年3月31日まで	
4 事業用地	平成12年北海道告示第314号の事業地のうち札幌市白石区菊水上町3条1丁目及び菊水上町3条2丁目地内において事業地を変更し、菊水上町2条1丁目を加える。	
2(1) 施行者の名称	札幌市	
(2) 都市計画法事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・4・38号平和通及び3・3・23号北1条・雁来通）	
(3) 事業施行期間	平成11年2月19日から平成17年3月31日まで	
(4) 事業用地	平成11年北海道告示第281号の事業地のうち札幌市白石区菊水上町2条1丁目及び菊水上町3条1丁目地内において事業地を変更する。	
<p><b>北海道告示第1161号</b> 都市計画法の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。</p>		

その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成13年6月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 都市計画事業の種類及び名称  
函館圏都市計画道路事業（3・4・203号七重浜駅前通及び3・3・25号放射5号線）  
北海道
  - 2 施行者の名称  
北海道
  - 3 事務所の所在地及び名称  
函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所
  - 4 事業地の所在  
北海道

北海道告示第1162号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道帯広土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成13年6月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 都市計画事業の種類及び名称  
帯広圏都市計画道路事業（3・4・226号札内9号南通、3・4・207号札内南大通、3・2・203号中央通及び7・5・203号札内学園通）  
北海道
  - 2 施行者の名称  
北海道
  - 3 事務所の所在地及び名称  
帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所
  - 4 事業地の所在  
北海道中川郡幕別町札内青葉町及び中央町地内

北海道告示第1163号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。  
平成13年6月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 2 売りさばき人の項  
根室信用金庫 昭和39.6.1 根室信用金庫本店  
「根室信用金庫」を 同 標津支店  
同 羅臼支店

「大地みらい信用金庫」	平成13.6.22	大地みらい信用金庫本店 標津支店 羅臼支店
「乙部町農業協同組合」	昭和34.6.8	乙部町農業協同組合」を 上ノ国支所
「ひやま南農業協同組合」	平成13.6.22	ひやま南農業協同組合本所 乙部支所
「猿払村農業協同組合」	昭和34.6.8	猿払村農業協同組合」を
「東宗谷農業協同組合」	平成13.6.22	東宗谷農業協同組合猿払支所」に、
「白滝村農業協同組合」	昭和34.6.8	白滝村農業協同組合」を
「丸瀬布町農業協同組合」	平成13.6.22	丸瀬布町農業協同組合白滝支所」に、
「戸井西部漁業協同組合」	昭和34.10.26	戸井西部漁業協同組合」を
「戸井町漁業協同組合」	平成13.6.22	戸井町漁業協同組合」に改め、
「江差農業協同組合」	昭和34.6.8	江差農業協同組合」及び
「上ノ国農業協同組合」	昭和34.6.8	上ノ国農業協同組合」を削る。

公 報

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第10号又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定により、開発許可等を行う場合において知事があらかじめ開発審査会の議を経るための判定基準である北海道開発審査会付議基準（平成10年3月27日付け公告）を改正した。

平成13年6月29日

北海道開発審査会付議基準

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）上、市街化調整区域に係る開発許可又は建築許可等を行う場合、市街化区域の市街化状況からみて、支障のないもの又は計画的市街化を図る上で支障がないもので、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適當であるものについて、法第34条第10号又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「施行令」という。）第36条第1項第3号ホの規定に基づき知事があらかじめ北海道開発審査会（以下「開発審査会」という。）の議を経た上で行うものとされている。

また、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）上、市街化調整区域において土地区画整理事業を行う場合、当該事業が法第34条各号の一に該当するものとしての認定が必要であり、同条第10号に係る場合にあっては、開発審査会の議を経た上で行うこととされている。ここに、これらの規定に該当し通常許可又は認定しうるものとして開発審査会に付議する

第 571 条

ための判定基準を定め、もって法の適正かつ効果的な運用を図るうとするものである。  
北海道開発審査会付議基準（以下「付議基準」という。）の施行日は、付議基準の制定又は改正の日とする。

基準 1 大規模開発許可

法第34条第10号イの規定を適用し、開発審査会に付議するものは、次の各項のいずれにも該当するものとする。ただし、土地区画整理事業の認定をする場合にあっては、第3項、第6項及び第7項を適用しない。

- 1 市街化区域内における市街化の動向からみて、当該開発区域の位置及び予定建築物の用途が、合理的な土地利用を図る上で支障とならないこと。
- 2 当該開発計画が、市町村の都市計画に関する基本構想に適合していること。
- 3 当該開発区域が農地又は採草放牧地である場合は、農地法（昭和27年法律第229号）に基づき転用許可見込みのものであること。
- 4 当該開発区域の大部分が災害防止のために保全すべき土地又は都市計画予定緑地、樹林地、水辺地等都市の環境を積極的に保全すべき土地でないこと。
- 5 当該開発区域の位置及び規模が、交通施設、排水施設その他の施設の計画（計画の変更を含む。）に支障を来すおそれがないこと。
- 6 当該開発行為に關して必要となる公共施設等を開発行為を行うものが自らの負担において整備すること。
- 7 一定の期間内（開発面積が50ヘクタール未満の場合は3年以内、50ヘクタール以上の場合には5年以内を標準とする。）に良好な宅地として造成されることが確実であること。
- 8 当該開発区域が、市街化区域に接していること。ただし、開発面積がおおむね50ヘクタール以上であるときは、この限りでない。
- 9 当該開発区域の形状が、おおむね整形であること。

基準 1 の 2 都市計画法施行細則適用開発許可

法第34条第10号イの規定によるものうち都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）第10条の2の規定を適用し開発審査会に付議するものは北海道開発審査会付議基準

- 1（大規模開発許可）に該当するほか次の各項のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 主として住宅建築の用に供する目的で行われる開発行為で次のいずれかに該当するもの
    - イ 主として地域住民の居住の用に供する目的で行われるもの
    - ロ 人口の流出等による地域社会の停滞を防止するため新規住民の積極的な導入及び定着を図ることを目的として行われるもの
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、地域の経済、社会活動の活性化、地域社会の整

備、発展等に著しく寄与すると認められるもの

- (2) 主として住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行われる開発行為で、次のような地域の振興又は発展を図るための計画で、想定される開発行為の内容、位置、規模等がある程度具体的に定められているものに基づき行われるもの
  - イ 法律に基づき策定された計画
  - ロ 知事が策定した計画
  - ハ 市町村が策定した計画で知事の認定又は承認を受けたもの
  - ニ 市町村議会の議決等を経て策定された計画で、北海道の定める中長期の整備開発計画等の上位計画と整合性のとれているもの

\* 市町村議会の議決等（議会又は各種委員会の承認）

- 2 主として住宅建築の用に供する目的で行われる開発行為にあっては経済的、社会的諸条件から、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成するものとして計画的な整備を図ることが適当と認められる区域において行われるものであること。
- 3 市町村における総合開発計画等に照らして、合理的な土地利用を図る上で支障がなく、自然的、社会的条件から居住環境の整備又は産業の振興を図るため、当該区域を開発することが必要であると市町村長が認める場合においては前項及び北海道開発審査会付議基準1の8項はこれを適用しない。
- 4 当該開発行為の区域内及び周辺地域における公共施設（道路、公園、緑地、上下水道、河川、義務教育施設、消防施設等）の整備の必要性及び整備の方法、内容について、それぞれの管理者、事業者等と協議の上同意を得られたものであること。
- 5 開発区域周辺の地域における農林業との土地利用及び水利用との調整が十分図られていること。特に排水問題について周辺の管理者と十分調整が図られていること。

基準 2 個別許可

法第34条第10号ロ又は施行令第36条第1項第3号ホの規定を適用し、開発審査会に付議するものは、次の各項のいずれかに該当する建築物等の用に供するものとする。

- 1 宗教施設  
社寺、仏閣、教会、納骨堂等の宗教施設（宗教法人法（昭和26年法律第129号）第2条に規定する団体又は当該団体からその教義を広めるための資格を受けている者が建築するものに限る。）
- 2 研究施設  
研究対象が市街化調整区域に存在すること等の理由により、当該市街化調整区域に建設することがやむを得ないと認められる研究施設
- 3 業務上必要な施設  
法第29条第1項若しくは第43条の規定による許可を受けて設置されたもの若しくは

第 572 条

北 道 規 則

<p>これらの規定による許可の不要のもの（法第29条第1項第3号に規定するものを除く。）又は市街化調整区域に関する都市計画が決定され若しくは当該都市計画を変更してその区域が拡張された日（以下「線引決定の日」という。）以前から市街化調整区域に存するものにおいて業務等に従事する者の住宅、寮、管理施設等で当該土地の区域に建築することが業務運営上、特にやむを得ないと認められるもの</p> <p>4 悪臭騒音施設</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 悪臭、騒音等の伴う業務の用に供する建築物等で、市街化区域に建設することが困難又は著しく不適當であると認められるもの</p> <p>(2) 敷地周囲に植樹等を行うとともに、必要に応じ周辺の住民との調整が図られているもの</p> <p>5 大学及び各種学校</p> <p>学校法人が設立する大学、専修学校、各種学校及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項に規定する職業能力開発施設で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市街化区域内の住居系の地域内に適当な用地がなく、かつ、位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないこと。</p> <p>(2) 申請区域が、当該市町村における土地利用の計画上支障のないこと。</p> <p>(3) 申請区域が、幅員9メートル以上の舗装されている道路に接していること。</p> <p>(4) 敷地周囲に植樹等を行うとともに、必要に応じ周辺の住民との調整が図られていること。</p> <p>6 自動車教習所</p> <p>自動車教習所で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市街化区域内の工業系の地域に適当な用地がなく、かつ、位置規模等が周辺の市街化を促進するおそれがないこと。</p> <p>(2) 申請区域が、当該市町村の土地利用の計画上支障のないこと。</p> <p>(3) 原則として、申請区域が幅員12メートル以上の舗装されている道路に接していること。</p> <p>(4) 申請区域内に駐車スペース等が確保されていること。</p> <p>(5) 敷地周囲に植樹等を行うとともに、必要に応じ周辺の住民との調整が図られていること。</p> <p>7 第1種特定工作物</p> <p>第1種特定工作物で次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市街化区域の工業系の地域に適当な用地がないこと。</p> <p>(2) 申請区域の位置が、当該市町村の土地利用の計画上支障のないこと。</p>	<p>(3) 原則として、申請区域が幅員12メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(4) 敷地周囲に植樹等を行うとともに、必要に応じ周辺の住民との調整が図られていること。</p> <p>(5) 敷地内にミキサー車等の駐車スペース等が確保されていること。</p> <p>8 有料老人ホーム</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に定める有料老人ホームであること。</p> <p>(2) 設置及び運営が国の策定する有料老人ホームの設置運営指針における基準に適合し、かつ、年金福祉事業団等の公的融資を受けて建築されるもの</p> <p>(3) 利用権方式又は賃貸方式のもの</p> <p>(4) 施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當であること。</p> <p>(5) 当該市町村長の承認を受けたものであること。</p> <p>9 地域指定市町村に立地する工場等</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 人口が減少し、産業が停滞していると認められ、知事が指定した市町村において行うもの</p> <p>(2) 工場等については、技術先端型業種で、その立地が周辺における土地利用と調和のとれたものであること。</p> <p>(3) 開発区域の面積は5ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 立地が市街化区域内に適地がないと認められ、かつ、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないものと認められるもの</p> <p>10 指定インターチェンジ周辺区域内の大規模な流通業務施設</p> <p>次の各号に該当する施設でイ、ロのいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設のうち、同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に該当しないもので、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したもの</p> <p>(2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したもの</p> <p>イ 四車線以上の国道・道道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺であって、現在及び将来の土地利用上支障がない区域で、知事が指定した区域</p>
--	---

第 五 七 二 号 規 則

解 説 公 賃 規 則

において行うもの

ロ 市街化区域内に工業系の用途地域がないか、あっても適地がなく又は市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来し若しくは交通機能に阻害し若しくは居住環境を悪化させると認められるもの

11 介護老人保健施設

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第10号に規定する第2種社会福祉事業に該当するものを除く。）として確実に許可される見込みのあるもの

12 第二種特定工物に係る併設建築物等

第二種特定工物に通常併設される附属建築物以外のもので、次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 当該工物の利用上及び管理上必要なものであること。

(2) 建築物の規模は、必要最小限のものであること。

(3) 建築物の利用者は、当該工物を利用するものを対象としていること。

(4) 建築物の建築により、周囲の市街化を促進させるものでないこと。

13 その他

その他、市街化を促進するおそれがないと認められる建築物等で、市街化区域で建設することが困難又は不相当であり、当該市街化調整区域で建設することがやむを得ないと認められるもの

基準3 包括承認

法第34条第10号ロ又は施行令第36条第1項第3号ホの規定を適用するものうち、次の各項に該当するものは、通常その内容が類型的かつ軽微であるものとして、事務処理の効率化を図るため、特例的にあらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱い、これに基づき知事が許可処分を行い、後日の開発審査会にその旨を報告するものとする。

1 届出された住宅等

次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 総引決定の日以前から、既に土地を所有していたもので法第34条第9号に規定する期間内に届出ができなかった理由がやむを得ないと認められるもの

(2) 自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築する目的で行うもの

(3) 総引決定の日から起算して5年以内に行われるもの

2 自己の居住用住宅

次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 総引決定の日以前から、既に土地を所有していたもの

(2) 自己の居住の用に供する住宅を建築するもの

(3) 当該土地が、既に供用されている建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第

1項に規定する道路に接していること。

(4) 敷地及び住宅の規模が、世帯構成等からみて適当と認められるもの

(5) 新たに住宅を必要とする理由が、やむを得ないと認められるもの

3 公益施設の住宅、寮等

法第29条第3号の規定により、許可を要しないものとされている施設等に勤務する者のための住宅、寮等を建築する目的で行うもので、同一敷地内又は周辺に建築することがやむを得ないと認められるもの

4 世帯分離による住宅

世帯分離（同一の世帯構成員として同居の事実のあった場合を含む。）による住宅（自己の居住の用に供するものに限る。）で次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 敷地が、線引決定の日以前から継続して市街化調整区域に居住していた者が所有していた土地であること。

(2) 敷地が(1)の者から相続又は贈与された土地であること。

(3) 世帯分離により住宅を建築しようとするものが、(1)の者の2親等内の親族であること。

5 収用対象建築物等

次の各号のいずれかに該当するもの

(1) 市街化調整区域に存する建築物等が、収用対象事業の施行により移転し又は除却しなければならぬ場合においてこれに代わるべきものとして従前とほぼ同一の用途、規模及び構造で建築されるもの

(2) 市街化区域に存する建築物等が、収用対象事業の施行により移転しなければならぬ場合で次のいずれかに該当し従前とほぼ同一の用途、規模及び構造で建築されるもの

イ 申請者において従前から市街化調整区域に適切な土地を有している場合

ロ 収用対象事業の起業者の要請があり適切な土地と認められる場合

6 地区集会所等

次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）によるものを除く。）等準公益的な施設であること。

(2) 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるもの

7 災害危険区域等に存する建築物等の移転

次の各号のいずれかに該当する移転でイ、ロのいずれにも該当するもの

(1) かけ地近接危険住宅移転事業として行う移転

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定による承認を得た関連事業計画に基づく移転

<p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第25条第1項による勧告に基づく移転</p> <p>(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の勧告に基づく移転</p> <p>(5) 建築基準法第10条第1項の命令に基づく移転</p> <p>(6) その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく(1)から(5)までと同等と認められる移転</p> <p>イ 既存建築物等と用途が同一であり、規模、構造等が著しく異なるもの</p> <p>ロ 既存建築物等が市街化区域に存する場合は、従前から市街化調整区域に適切な土地を有している等、特にやむを得ないと認められるもの</p> <p>8 既存建築物の建替等</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 従前の自己用住宅の敷地が著しく過小である場合等格段の事情がある場合を除き、従前の建築物の敷地の範囲内で行われるもの</p> <p>(2) 従前の建築物と同一の用途であること。</p> <p>(3) 規模、構造、設備等が従前のものに比較して過大でなく、かつ、周辺の土地利用の状況等からみて適切なものであること。</p> <p>9 1ヘクター未満の運動・レジャー施設等に必要な施設</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 用途上第二種特定工作物に該当するが、開発規模が1ヘクター未満の運動・レジャー施設等における管理上必要と認められる建築物であること。</p> <p>(2) 当該施設が周辺の環境等に適合し、かつ、地域の土地利用計画に整合していること。</p> <p>(3) 予定建築物の規模は、当該施設の利用上及び管理上必要最小限のものであること。</p> <p>10 第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設等に必要施設</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) キャンプ場、スキー場等第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設等に利用上、管理上必要なものであること。</p> <p>(2) 当該施設が周辺の環境等に適合し、かつ、地域の土地利用計画に整合していること。</p> <p>(3) 予定建築物の規模は、当該施設の利用上及び管理上必要最小限のものであること。</p> <p>11 産業廃棄物処理施設等に必要建築物</p> <p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの又は建築基準法第51条ただし書の規定により都市計画地方審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障</p>	<p>ないことと認め許可したものに附帯する建築物であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 当該処理施設が1の位置の決定又は都市計画地方審議会の議を経て認められたものであること。</p> <p>ロ 予定建築物の規模は、当該建築物の利用上及び管理上必要最小限のものであること。</p> <p>(2) (1)以外の産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物最終処分場に附帯する建築物であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 当該処理施設等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の許可を取得しているものであること。</p> <p>ロ 当該建築物が周辺の環境等に適合し、かつ、市町村の土地利用計画に整合していること。</p> <p>ハ 予定建築物の規模は、当該建築物の利用上及び管理上必要最小限のものであること。</p> <p>12 線引決定の日以前の造成宅地</p> <p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 自己用に供するもので、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 建築行為に係る土地が、次のいずれにも該当するもので、開発審査会の事前審査を経たものであること。</p> <p>(イ) 原則として、公聴会開催の日において開発が概成した土地であること。又は、公聴会開催の日までに、農地転用の許可、建築基準法による道路位置指定等を受け、かつ、開発に着手した土地であること。</p> <p>(ロ) 都市計画法等による技術基準と同程度に整備された良好なものであること。</p> <p>ロ 建築行為が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(イ) 土地の所有権その他の土地の利用に関する権利を取得した者が、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築するもので、当該建築をすることがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(ロ) 線引決定の日から5年以内に行われるものであること</p> <p>(2) 別荘の建築の用に供するもので、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 建築行為に係る土地が、次のいずれにも該当するもので、開発審査会の事前審査を経たものであること。</p> <p>(イ) 原則として、公聴会開催の日において開発が概成した土地であること。又は、公聴会開催の日までに、農地転用の許可、建築基準法による道路位置指定等を受け、かつ、開発に着手した土地であること。</p> <p>(ロ) 都市計画法等による技術基準と同程度に整備された良好なものであること。</p>
--	---

<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定した。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 吉田 憲 弘</p>	<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定した。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 吉田 憲 弘</p>
<p>13 既存宅地内の建築物</p> <p>都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の規定による改正前の都市計画法第43条第1項第6号イの区域に存する土地のうち、次の各項のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市街化調整区域となった際に既に宅地であった土地であって、その旨の証明がされるもの</p> <p>(2) 自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物の建築であること。</p> <p>(3) 建築基準法第48条第2項に定める第2種低層住居専用地域に建築できる用途の建築物であること。</p> <p>(4) 建築物の高さは10メートル以下であること。</p> <p>(5) 予定建築物の建ぺい率及び容積率がそれぞれ60パーセント以下、200パーセント以下であること。</p> <p>(6) 当該土地が、既に供用されている建築基準法第12条第1項に規定する道路に接していること。</p> <p>(7) 開発行為を伴わないもの</p> <p>(8) 申請者が所有する土地であること。</p> <p>(9) 市町村の土地利用計画上支障がないものであること。</p> <p>(10) 法第34条第8号の3の規定に基づく条例が制定され施行される前の申請であること（法施行後5年以内に建築されるものに限る。）。</p>	<p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡東神楽町9号南区画外1番地 山田 次男</p> <p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月4日 上建設第13-2号</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター告示</p>
<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり随意契約の相手方を決定した。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 吉田 憲 弘</p> <p>1 随意契約に係る賃貸借物品等の名称及び数量 大気汚染監視用レモータ装置 一式</p> <p>2 随意契約の相手方を決定した日 平成13年5月16日</p> <p>3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 大昌エンジニアリング株式会社 (2) 住 所 東京都江東区富岡1丁目26番18号</p> <p>4 随意契約に係る契約金額 3,349,500円（1月当たりの単価）</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道小牧地方環境監視センター総務課 (2) 所在地 苫小牧市字静川173番地の6</p>	<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 馬籠 久夫</p>	<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 馬籠 久夫</p>
<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 馬籠 久夫</p>	<p>北海道小牧地方環境監視センター告示第1号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成13年6月29日</p> <p>北海道小牧地方環境監視センター所長 馬籠 久夫</p>

平成13年6月29日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
パソコン用コンピュータ 1式 42台×1校（職業科）
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
  - (3) 契約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
  - (4) 納 入 期 日 平成13年9月1日（土）
  - (5) 納 入 場 所 北海道小樽商業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 申 請 の 時 期 平成13年7月3日から12日まで
  - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。
  - ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階

「講堂」（郵送による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成13年8月1日（水） 午前11時  
（郵送による場合は、平成13年7月31日までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 6 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。

- 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告  
平成13年北海道教育庁後志教育局告示第1号

- 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- 10 契約書作成の要否

要

- 11 そ の 他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

第1275号

報 告 公 道 海 北

ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課  
 イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :  
 a. Personal Computer 42 1 set

B. Bid tendering date and time :  
 11:00 A. M. August. 1. 2001  
 (If mailed, bids must arrive no later than July. 31)

C. Contact :  
 Accounting Division, General Affairs Department,  
 Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Government.  
 Kita 1, Higashi 2, Kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan  
 Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117

**北海道教育庁空知教育局告示**

**北海道教育庁空知教育局告示第3号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成13年6月29日

北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
 パーソナルコンピュータ 1式 42台×3校（職業科）  
 パーソナルコンピュータ 1式 4台×1校

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年9月1日（土）

(4) 納 入 場 所 ア 北海道美唄工業高等学校  
 イ 北海道滝川工業高等学校  
 ウ 北海道深川東商業高等学校  
 エ 北海道夕張高等養護学校

(5) 契 約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(4)のア、イ及びウは平成18年8月31日、エは平成19年8月31日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年7月3日から11日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局会議室（北海道空知支庁3階）（郵送による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成13年7月24日（火） 午前10時

(郵送による場合は、平成13年7月23日までに必着のと。)

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。  
 (4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

6 入 札 保 証 金  
 入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落 札 者 の 決 定 方 法  
 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否  
 要

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課  
 イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
 (6) この入札の執行は、公開する。  
 (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :  
 a. Personal Computer 42 3 set  
 b. Personal Computer 4 1 set  
 B. Bidding date and time :  
 10:00 A. M. July: 24, 2001  
 (If mailed, bids must arrive no later than July, 23)  
 C. Contact  
 Accounting Division, General Affairs Department,  
 Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Government  
 8-jo, Nishi 5-chome, Iwanizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan  
 Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117

**道教育庁上川教育局長**

**北海道教育庁上川教育局告示第5号**

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラフスケで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成13年6月29日  
 北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)  
 パーソナルコンピュータ 1式 42台 (職業科)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長すること有り得る。

(4) 納 入 期 日 平成13年9月1日(土)

(5) 納 入 場 所 北海道士別商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。

第 1275 号

<p>1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の質賃借の資格を有すること。</p> <p>2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3及び4に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成13年6月29日から7月13日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19 丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山 6 条19 丁目303番地</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19 丁目303番地 北海道上川合同庁舎 3階 302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係）</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成13年7月25日（水） 午前10時 （郵送による場合は、平成13年7月24日までに必着のこと。）</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。</p> <p>7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期</p> <p>(1) 名称及び数量（1月当たりの単価）</p>	<p>ア パーソナルコンピュータ 1式 42台×2校（高等学校 普通課）</p> <p>イ パーソナルコンピュータ 1式 8台×1校（特殊教育諸学校）</p> <p>(2) 予 定 時 期 平成13年11月頃</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山 6 条19 丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19 丁目303番地 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3117</p> <p>(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p>
---	--

解 説 公 報



第1275号

報 告 公 開 規 則

9 落札者の決定方法  
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他  
 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課  
 イ 所 在 地 郵便番号 077 - 0027 北海道留萌市住之江町2丁目1番2  
 電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 3115

政 党 の 支 部 政治団体の名称  
 であるか否かの別  
 政 党 の 支 部 自由民主党北海道札幌市南区第一支部  
 否 政治結社大日本愛国守連合会  
 同 伊達忠一連合後援会  
 同 伊達忠一新十津川後援会  
 同 だて忠一と歩む別21世紀の会  
 同 だて忠一旭川後援会  
 同 小川勝也留萌地域後援会

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of products to be procured :  
 a. Personal Computer 9 1set

B. Bid tendering date and time :  
 11 : 30 A. M. July. 27, 2001  
 (If mated,bids must arrive no later than July. 26)

C. Contact :  
 Accounting Division, General Affairs Department,  
 Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Government  
 2-1-2 Suminoe-cho Rumoi, Hokkaido, Japan 077-0027, Japan  
 Phone : 0164-42-1511 Ext. 3115

投票事務担当課長

北海道選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
 平成13年6月29日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之  
 (平成13年5月分)

代 表 者 の 氏 名 会 計 責 任 者 の 氏 名 届 出 先  
 丸 岩 公 充 小 川 林 明 男 事 務 局  
 小 林 透 二 小 松 崎 耕 透 同  
 泉 誠 一 小 松 崎 耕 治 同  
 遠 藤 清 一 小 松 崎 耕 治 同  
 吉 村 外 茂 二 小 松 崎 耕 治 同  
 沼 形 英 男 野 宮 宗 裕 同  
 桜 庭 孝 助 野 宮 宗 裕 同  
 上 川 支 所  
 留 萌 支 所

否	佐藤良一後援会	常呂郡佐呂間町字栄10-2	十亀好治	田宮英明	網走支所
同	だて忠一幹内町後援会	幹内町山手町3丁目11-8	谷本隆匠	好行二治	日高支所
同	鳩山由紀夫日高連合後援会	同 吉野町4-1-4	武田隆雄	東本好周	同
同	釧路土地家屋調査士政治連盟	釧路市宮本1丁目2番4号	金子橋義一郎	岸橋健治	釧路支所
同	政治結社国士会	同 大川町3番地27号 及川アパート13号室	田中白幡	健康	同
同	まどかと市政にアタックする会	同 緑ヶ岡2丁目37番17号	谷横	高	同

北海道選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第104号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成13年6月29日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成13年5月分)

政治団体の名称 異動事項 異動 新 旧 届出先

新 旧

おばら菓子後援会	代表者の氏名	林 武司	小原 菓子	事務局
佐藤美智夫市政調査会	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区福住1条1丁目14-14	札幌市豊平区月寒東3条16丁目13-31	同
女性党松村たみ子後援会	同	同 東区北17条東9丁目2-6	同 北区北7条西6丁目1-5 801	同
藤政会	同	同 豊平区福住1条1丁目14-14	同 豊平区月寒東3条16丁目13-31 佐藤美智夫事務所内	同
岡本とおる後援会（徹誠会）	同	千歳市福住1丁目5番2号	千歳市真々地2丁目10番15号	石狩支所
ひえだ義貞後援会	代表者の氏名	原 田 益 甫	馬 嶋 隆	同
細見正美後援会	同	白 峰 亀 義	畑 田 富太郎	同
自由民主党函館支部	同	川 尻 秀 之	桜 井 外 治	渡島支所
同	会計責任者の氏名	敦 賀 敬 之	杉 本 悟	同
渡島地方議員連絡協議会	同	同	同	同
自由民主党岩見沢支部	代表者の氏名	吉 井 修一郎	新 川 鉄 男	空知支所
同	主たる事務所の所在地	空知郡上砂川町字上砂川82番地12	空知郡上砂川町字上砂川22番地	同
同	代表者の氏名	佐 藤 博 昭	藤 井 農夫也	同
同	会計責任者の氏名	佐々木 敏	吉 川 聰	同
同	主たる事務所の所在地	三笠市幸町6番地5 商工会館内	三笠市幸町13番地の16	空知支所
釣部勲連合後援会	代表者の氏名	伊 藤 康 純	近 藤 日出雄	同
自由民主党北見支部	代表者の氏名	船 橋 利 実	鎌 口 義 治	網走支所
同	会計責任者の氏名	片 桐 益 夫	船 橋 利 実	同
同	代表者の氏名	柳 瀬 輝 彦	白 馬 康 進	同
同	主たる事務所の所在地	常呂郡常呂町字常呂27-24	常呂郡常呂町字豊川	同

第1275号

報 告 公 報 北

自由民主党常呂支部	代表者の氏名	武田 隆	泉 虎雄	網走支所
支部勤常呂後援会	主たる事務所の所在地	常呂郡常呂町字土佐43 - 15	常呂郡常呂町字岐阜332	同
同	代表者の氏名	小野寺 俊幸	林 義明	同
同	会計責任者の氏名	植松 勝美	長谷川 千代司	同
旭川政治経済連合会	代表者の氏名	高田 保幸	加藤 健二郎	同
同	会計責任者の氏名	半田 和子	高田 保幸	同
安住大伸後援会	主たる事務所の所在地	旭川市東2条3丁目2番9号	旭川市東5条2丁目	同
太陽の会	同	同	同	同
谷一之後援会	会計責任者の氏名	村松 善和	山口 康雄	同
青年自由党室蘭支部	主たる事務所の所在地	室蘭市中島町2丁目18番11号 東日本八ウエ <sup>(株)</sup> 内	室蘭市中島町3丁目29 - 1	胆振支所
同	代表者の氏名	上原 毅	戸部 英一	同
苫小牧民社協会	同	伊藤 長英	齊藤 功	同
鳩山由紀夫東胆振連合後援会	会計責任者の氏名	米沢 信夫	阿部 宗司	同
同	主たる事務所の所在地	帯広市西3条南18丁目1	中川郡本別町向陽町68 - 2	十勝支所
社会民主党十勝支部連合	同	同	帯広市西4条南37丁目1 - 4	同
正光会	同	同	同	同
水野正光連合後援会	同	同	同	同

北海道選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成13年6月29日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之  
(平成13年5月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の日	届出先
自由民主党北海道生命尊重支部	加藤 憲一	平13. 4. 30	事務局
おばら葉子後援会	林 武司	同13. 5. 16	同
女性党札幌市南区支部	尾形 良子	同13. 5. 21	同
小野三郎後援会	生 出 常 雄	同12.12.10	上川支所
小野忠後援会	小 野 忠	同11. 8. 31	同

北海道選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成13年6月29日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	届出先
氏 名	公 職 の 種 類	新	旧	(平成13年5月分)



第1次試験	9月23日(日) 午前9時(着席) 午後2時45分(終了) 一般事務は午後1時45分終了	別表に掲げる道内14市町のうち希望する試験地で受験できる。	受験票で通知する。
第2次試験	10月下旬～11月上旬	第1次試験合格通知書で指定する。(第1次試験地とは異なる場合がある。)	

4 試験方法及び内容

試験	試験科目	試験区分	解答時間	内 容
第1次試験	教養試験(択一式)	全 試 験 区 分	2 時 間	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	作文試験	一 般 事 務	1 時 間	課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験
第2次試験	専門試験(択一式)	林業・農業土木 農業・土木・建築	2 時 間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験
	専門試験(記述式)	畜 産 ・ 水 産	2 時 間	(出題分野は下表のとおり)
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接を行う。		

第1次試験問題の程度は、高校卒業程度のものである。  
作文試験の評定は、教養試験の結果により行われない場合がある。  
平成12年度作文試験の出題例 課題「懐しさを感ずるとき。」(1,000字以内)  
なお、過去5年の出題例は道のホームページで公開している。

(<http://www.pref.hokkaido.jp>)

専門試験出題分野一覧表

試験区分	出 題 分 野
林 業	林業経営、育林、林業土木、測量、林産加工
農 業	作物、野菜・果樹・草花、栽培環境、農業機械、畜産、農業経営
農業土木	農業水利、農業土木設計、測量、農業土木施工、農地開発、農業基礎、農業情報処理、生物工学基礎
畜 産	畜産概論、家畜栄養、飼料作物、農業経営、農業機械

水 産	水産一般、漁業資源、漁業経営、漁業技術、水産製造、水産増殖
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
建 築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画・建築法規、建築施工

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

6 合格発表

第1次試験合格者発表………10月18日(木)午前9時  
最終合格者発表………11月22日(木)午前9時  
掲 示 場 所………人事委員会事務局、各支庁、北海道東京事務所、北海道大  
阪事務所、北海道名古屋事務所、北海道企業誘致東京事務所

合格者発表は受験番号のみにより行う。合格者には合格通知書を郵送するが、合否については、できるだけ掲示場所を受験番号により確認すること。合格通知書が発表の日から3日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。  
なお、ホームページ上でも合格者の受験番号の掲示を行う。

(<http://www.pref.hokkaido.jp>)

7 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、北海道個人情報保護条例(平成10年北海道条例第28号)第23条第1項の規定により、不合格となった方に限って口頭で開示を請求することができる(下表参照)。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人又は受験者の法定代理人(ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。)が、下記の書類を持参の上、午前9時から午後5時までの間に直接来庁すること(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 内 容	開 示 場 所
第1次試験不合格者 又はその法定代理人	平成13年10月18日(木) ～11月19日(月)	第1次試験の 個別結果及び その成績順位	北海道総務部法制文 書課行政情報センタ ー及び第1次試験の 受験地の支庁(石狩 支庁を除く。)の行 政情報コーナ―
第2次試験不合格者 又はその法定代理人	平成13年11月22日(木) ～12月21日(金)		

**【受験者が請求する場合に必要な書類】**  
 本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証又は市町村長等が発行する身分証明書等）  
**【法定代理人が請求する場合に必要な書類】**  
 法定代理人本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、市町村長等が発行する身分証明書等）及び法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し等）

北海道総務部法制文書課行政情報センター（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階）

支庁の行政情報コーナー（別表に掲げる支庁内）

8 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載される。この名簿は、原則として、平成14年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日（最終合格者発表日）から1年間有効となる。

(2) 人事委員会は、各任命権者（知事・教育委員会・警察本部長・各種委員会等）からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

9 給 与

次の額は、平成13年4月1日現在のもの

初 任 給	諸 手 当
(高校新卒) 146,500円	初任給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当などが支給される。

初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがある。

10 申 込 方 法

申込書に必要な事項を記入の上、郵送又は持参により申し込むこと。

なお、申込みの際、写真は必要ないが、第1次試験の受験の際は、必ず受験票の所定の欄にはって置くこと。

郵送	申込方法
	申込書の所定の欄に50円切手をはり、別表「初級試験第1次試験地及び申込先」のうち受験を希望する試験地の申込先に配達記録又は簡易書留で郵送すること。なお、8月2日以降に投かんする場合は速達にすること。 受験票は9月3日(月)ごろまでに発送する予定。9月7日(金)までに到着しないときは、人事委員会事務局まで問い合わせること。

受付期間	平成13年7月23日(月)～8月3日(金)（8月3日の消印有効）
持参	申込書に切手をはらずに、別表「初級試験第1次試験地及び申込先」のうち受験を希望する試験地の申込先に提出すること。受験票はその場で発行する。
受付期間	平成13年8月1日(水)～8月3日(金)（各日とも午前9時から午後5時30分まで）

受験票には写真が、6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4cm、横3cmのものとする。

試験区分「一般事務」については、点字による受験ができる。

受験を希望する方は、試験地及び解答時間等が一部異なるので、あらかじめ人事委員会事務局まで問い合わせの上、申し込むこと。

身体に障害のある方で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある方は、申込書I中の「受験上の要望事項」欄に記入し、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。  
 職員採用試験相談コーナー（人事委員会事務局内）で試験に関する相談に随時応じている。

**別表 初級試験第1次試験地及び申込先**

試験地	申 込 先	所 在 地	電 話
札幌市	北海道人事委員会事務局 任用課	〒060-8588 (郵送の場合、住所省略可) 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館11階	(011) 231 - 4111 内線32 - 461
函館市	渡島支庁総務部総務課	〒041-8558 函館市美原4丁目6の16	(0138) 47 - 9000 内線2111
江 差 町	檜山支庁総務部総務課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336の3	(01395) 2 - 1010 内線2111
倶知安町	後志支庁総務部総務課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	(0136) 22 - 1111 内線2111
岩見沢市	空知支庁総務部総務課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	(0126) 23 - 2231 内線2111
旭 川 市	上川支庁総務部総務課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目303	(0166) 46 - 5111 内線2111

留 萌 市	留萌支庁総務部総務課	〒077-8585	留萌市住之江町 2丁目1-2	(0164) 22 - 1511 内線2111
稚 内 市	宗谷支庁総務部総務課	〒097-8558	稚内市末広4丁 目2-27	(0162) 33 - 2510 内線2111
網 走 市	網走支庁総務部総務課	〒093-8585	網走市北7条西 3丁目	(0152) 24 - 7171 内線2111
室 蘭 市	胆振支庁総務部総務課	〒051-8558	室蘭市幸町9番 11号	(0143) 22 - 9131 内線2111
浦 河 町	日高支庁総務部総務課	〒057-8558	浦河郡浦河町栄 丘東通56号	(0146) 22 - 2211 内線2111
帯 広 市	十勝支庁総務部総務課	〒080-8558	帯広市東3条南 3丁目1	(0155) 24 - 3111 内線2111
釧 路 市	釧路支庁総務部総務課	〒085-8588	釧路市補見2丁 目2番54号	(0154) 21 - 1131 内線2111
根 室 市	根室支庁総務部総務課	〒087-8588	根室市常盤町3 丁目28	(0153) 23 - 6131 内線2111

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年6月29日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第12号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1号を加える。

- (8) 普通自動車二輪車（原動機の大さが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされたいる標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

第20条中「の各号」を削り、「掲げるもの」の次に「（第4号、第6号及び第7号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができ選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）」を加える。

第22条の3中「中央優良運転者免許更新センター」を「優良運転者免許更新センター」に改める。

第28条第1項中「次項及び第3項の定めるところにより、当該高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官」を「北海道警察本部（以下「警察本部」という。）の所在地を包括する方面については北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊長が、函館方面については北海道警察函館方面本部長が、旭川方面については北海道警察旭川方面本部交通機動隊高速道路交通警察隊長が、釧路方面については北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊長」に改め、同項の表5号の項中「字本町657番5」を「字藤城320番」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

別表1中「中央優良運転者免許更新センター」を「優良運転者免許更新センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第12条に1号を加える改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

(道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成元年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第28条第3項」を「第28条」に、「函館方面本部交通課長」を「北海道警察函館方面本部交通課長」に、「同項」を「同条」に改める。

規 則 改 定 取 扱 申 出 書

北海道公安委員会告示第48号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行うたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年6月29日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ
	代表者の氏名	代表取締役 谷澤 謙次
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	検定年月日	平成13年6月29日
	検定番号	第14014600号
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 岡田 和生
2	製造又は検査を行う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	検定年月日	平成13年6月29日
	検定番号	第14017200号
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名
3	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名

4	型式試験番号	14015800
	検定年月日	平成13年6月29日
	検定番号	第14015800号
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
5	型式試験番号	14016200
	検定年月日	平成13年6月29日
	検定番号	第14016200号
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エlico
	代表者の氏名	代表取締役 小森富美雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号

第 1275 号

解 説 公 報 北 興

6	型式の種類	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ナイトジャステイヌ	
	製造業者名	株式会社エlico	
	型式試験番号	14014200	
	検定年月日	平成13年6月29日	
	検定番号	第14014200号	
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エ工	
	代表者の氏名	代表取締役 赤松 泰治	
7	型式の種類	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	マジックスクエア	
	製造業者名	株式会社エ工	
	型式試験番号	14013800	
	検定年月日	平成13年6月29日	
	検定番号	第14013800号	
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 エルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫	
8	型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CRPニマルフロンズ鴨軍団	
	製造業者名	エルホン工業株式会社	
	型式試験番号	10016900	
	検定年月日	平成13年6月29日	
	検定番号	第10016900号	
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
9	型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR・新綱取物語J	
	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	10019600	
	検定年月日	平成13年6月29日	
	検定番号	第10019600号	
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行	
10	型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	フイバーモのけDX	
	製造業者名	株式会社三共	
	型式試験番号	10018600	
	検定年月日	平成13年6月29日	
	検定番号	第10018600号	
	検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社タイドー	
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 廣治	
11	型式の種類	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ザチョウクラフ	
	製造業者名	株式会社タイドー	
	型式試験番号	14013300	
	検定年月日	平成13年6月29日	
	検定番号	第14013300号	

検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社ダイドー	
代表者の氏名	代表取締役 毒島 廣治	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
型式 の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第2号
型式 の概要	製造業者名	ダイヨウクラフG
	型式試験番号	株式会社ダイドー 14018900
検定年月日	平成13年6月29日	
検定番号	第14018900号	
検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	
型式 の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区外神田六丁目5番4号 株式会社ユニオンズリー
	代表者の氏名	代表取締役 海老澤 裕
型式 の概要	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市相生町3丁目字宿111番地3
	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式 の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検査等に関する規則第6条第2号
	型式試験番号	ユニオンズリー 14017400
検定年月日	平成13年6月29日	
検定番号	第14017400号	
検定の有効期間	公示の日(平成13年6月29日)から3年間	

北海道公安委員会告示第49号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の3の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。

平成13年6月29日

北海道公安委員会委員長 潮田 隆

- 第1 運転免許取得者教育の課程の区分
- 1 大型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの

1	課程の名称	ペーパードライバー教育
	申請者の名称	株式会社夕張自動車教習所
1	住 所	夕張市平和1番地
	代表者の氏名	横川 孝一
1	施設の名称	夕張自動車教習所
	所 在 地	夕張市平和1番地
1	課程の名称	ペーパードライバー講習
	申請者の名称	西出興業株式会社赤平自動車学校
2	住 所	赤平市字赤平599番地
	代表者の氏名	西出 勝利
2	施設の名称	赤平自動車学校
	所 在 地	赤平市字赤平599番地
2	課程の名称	四輪ペーパードライバー教育
	申請者の名称	有限会社萩野自動車学校
3	住 所	白老郡白老町字石山26番地の5
	代表者の氏名	高橋 譲
3	施設の名称	萩野自動車学校
	所 在 地	白老郡白老町字石山26番地の5

- 2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの

1	課程の名称	二輪車安全運転教育コース
	申請者の名称	株式会社北海道中央自動車学校
1	住 所	札幌市東区北25条東1丁目1番17号
	代表者の氏名	井田 正彦
1	施設の名称	北海道中央自動車学校
	所 在 地	札幌市東区北25条東1丁目1番17号
1	課程の名称	二輪車安全運転セミナー
	申請者の名称	株式会社ツタ自動車教習所白石中央自動車学園

2	住 所	札幌市中央区北2条東1丁目1番地
	代表者の氏名	横 井 久
	施設の名 称	白石中央自動車学園
	所 在 地	札幌市白石区本郷通2丁目南5番33号
	課 程 の 名 称	二輪車安全運転教室
	申請者の名 称	学校法人谷内学園札幌東自動車学校
3	住 所	札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番27号
	代表者の氏名	谷 内 昭 治
	施設の名 称	札幌東自動車学校
	所 在 地	札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番27号
	課 程 の 名 称	原付安全運転教室
	申請者の名 称	社団法人北日本自動車学園
4	住 所	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
	代表者の氏名	高 田 迪 允
	施設の名 称	北日本自動車学校
	所 在 地	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
	課 程 の 名 称	自動二輪、原付安全運転教室
	申請者の名 称	株式会社手稲恵新自動車学園
5	住 所	札幌市手稲区星置2条1丁目3番1号
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	手稲自動車学校
	所 在 地	札幌市手稲区星置2条1丁目3番1号
	課 程 の 名 称	セーフティ・ライディング教室
	申請者の名 称	株式会社鉄工団地自動車学園
6	住 所	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	代表者の氏名	浅 井 哲 夫
	施設の名 称	鉄工団地自動車学園
	所 在 地	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	課 程 の 名 称	二輪ライダー運転教育
	申請者の名 称	財団法人砂川自動車学園
	住 所	砂川市東5条北8丁目1番1号
	代表者の氏名	山 本 敬一郎
7	施設の名 称	砂川自動車学校
	所 在 地	砂川市東5条北8丁目1番1号
	課 程 の 名 称	二輪車安全運転教育
	申請者の名 称	財団法人歌志内交通安全指導センター
	住 所	歌志内市文珠95番地14
	代表者の氏名	泉 谷 和 美
8	施設の名 称	歌志内自動車学校
	所 在 地	歌志内市文珠95番地14
	課 程 の 名 称	二輪安全運転教室
	申請者の名 称	株式会社苫小牧中野自動車学校
	住 所	苫小牧市新中野町2丁目18番地11号
	代表者の氏名	橋 浪 蔵
9	施設の名 称	苫小牧中野自動車学校
	所 在 地	苫小牧市新中野町2丁目18番地11号
	課 程 の 名 称	普通自動二輪車・原動機付自転車安全運転教室
	申請者の名 称	株式会社恵新自動車学園伊達自動車学校
	住 所	伊達市館山町37番地8
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
10	施設の名 称	伊達自動車学校
	所 在 地	伊達市館山町37番地8
	課 程 の 名 称	二輪車安全運転教室
	申請者の名 称	株式会社浦河自動車学校
11	住 所	浦河郡浦河町東町うしお2丁目4番11号
	代表者の氏名	古 川 節 子

施設の名称	浦河自動車学校
所在地	浦河郡浦河町東町うしお2丁目4番11号
課程の名称	原動機付自転車の安全運転講習
申請者の名称	株式会社ツツ自動車教習所
住所	札幌市中央区北2条東1丁目1番地
代表者の氏名	横井 久
施設の名称	室蘭中央自動車学園
所在地	室蘭市八丁平4丁目17番7号
課程の名称	二輪車安全運転教育課程
申請者の名称	株式会社沼の端自動車学校
住所	苫小牧市字沼ノ端226番地1
代表者の氏名	岩崎 正行
施設の名称	沼の端自動車学校
所在地	苫小牧市字沼ノ端226番地1
課程の名称	セイフティライダースクール、原付安全運転教室
申請者の名称	社団法人恵新学園小樽自動車学校
住所	小樽市新光2丁目20番33号
代表者の氏名	織田 恵 憲
施設の名称	小樽自動車学校
所在地	小樽市新光2丁目20番33号
課程の名称	自動二輪安全運転教室
申請者の名称	株式会社千歳自動車学校
住所	千歳市真々地2丁目5番2号
代表者の氏名	中里 豊
施設の名称	千歳自動車学校
所在地	千歳市真々地2丁目5番2号
課程の名称	普通自動二輪・原付自転車安全運転教室
申請者の名称	株式会社恵庭自動車学校

住所	恵庭市黄金町6番地
代表者の氏名	藤本 昌 邦
施設の名称	恵庭自動車学校
所在地	恵庭市黄金町6番地
課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	啓盛学園自動車学校
住所	江別市大麻北町523番地
代表者の氏名	佐藤 雅 人
施設の名称	啓盛学園自動車学校
所在地	江別市大麻北町523番地
課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	有限会社俱知安自動車学校
住所	虻田郡俱知安町字比羅夫70番地
代表者の氏名	齊藤 洋
施設の名称	俱知安自動車学校
所在地	虻田郡俱知安町字比羅夫70番地
課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社恵新自動車学園余市自動車学校
住所	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
代表者の氏名	織田 恵 憲
施設の名称	余市自動車学校
所在地	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社岩内自動車学校
住所	岩内郡岩内町字高台150番地
代表者の氏名	西崎 武 司
施設の名称	岩内自動車学校
所在地	岩内郡共和町梨野舞納10番地の5

## 第1275号

## 報 告 公 報 北 興

	課程の名称	二輪ライダー安全運転教育
	申請者の名称	株式会社江別自動車学校
21	住 所	江別市東野幌232番地1
	代表者の氏名	吉 川 史 朗
	施設の名 称	江別自動車学校
	所 在 地	江別市東野幌232番地1
	課程の名称	二輪車安全運転教室
	申請者の名称	株式会社夕張自動車教習所
22	住 所	夕張市平和11番地
	代表者の氏名	横 川 孝 一
	施設の名 称	夕張自動車教習所
	所 在 地	夕張市平和11番地
	課程の名称	原付安全運転講習
	申請者の名称	西出興業株式会社
23	住 所	赤平市字赤平599番地
	代表者の氏名	西 出 勝 利
	施設の名 称	赤平自動車学校
	所 在 地	赤平市字赤平599番地
	課程の名称	二輪安全運転教育
	申請者の名称	有限会社荻野自動車学校
24	住 所	白老郡白老町字石山26番地の5
	代表者の氏名	高 橋 謙
	施設の名 称	荻野自動車学校
	所 在 地	白老郡白老町字石山26番地の5
3	高齢者に対するもの	
	課程の名称	シルバー安全運転教室
	申請者の名称	学校法人谷内学園札幌東自動車学校

1	住 所	札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番27号
	代表者の氏名	谷 内 昭 治
	施設の名 称	札幌東自動車学校
	所 在 地	札幌市豊平区月寒東2条10丁目4番27号
	課程の名称	シニア・セーフティドライバー教室
	申請者の名称	社団法人北日本自動車学園
2	住 所	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
	代表者の氏名	高 田 迪 允
	施設の名 称	北日本自動車学校
	所 在 地	札幌市中央区南11条西1丁目1番10号
	課程の名称	高齢運転者安全運転セミナー
	申請者の名称	株式会社手稲恵新自動車学園
3	住 所	札幌市手稲区星置2条1丁目13番1号
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	手稲自動車学校
	所 在 地	札幌市手稲区星置2条1丁目13番1号
	課程の名称	高齢運転者安全運転教室
	申請者の名称	株式会社鉄工団地自動車学園
4	住 所	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	代表者の氏名	浅 井 哲 夫
	施設の名 称	鉄工団地自動車学園
	所 在 地	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	課程の名称	シルバー安全運転教室
	申請者の名称	黒井産業株式会社
5	住 所	山形県山形市宮町2丁目13番31号
	代表者の氏名	高 橋 渡
	施設の名 称	美しが丘自動車学校
	所 在 地	札幌市清田区平岡1条4丁目1番1号

	課程の名称	高齢者安全運転教育
	申請者の名称	財団法人歌志内交通安全指導センター
6	住 所	歌志内市文珠95番地14
	代表者の氏名	泉 谷 和 美
	施設の名 称	歌志内自動車学校
	所 在 地	歌志内市文珠95番地14
	課程の名称	高齢者安全運転教室
	申請者の名称	株式会社恵新自動車学園伊達自動車学校
7	住 所	伊達市館山町37番地 8
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	伊達自動車学校
	所 在 地	伊達市館山町37番地 8
	課程の名称	高齢者安全運転教育
	申請者の名称	株式会社浦河自動車学校
8	住 所	浦河郡浦河町東町うしお 2丁目4番11号
	代表者の氏名	古 川 節 子
	施設の名 称	浦河自動車学校
	所 在 地	浦河郡浦河町東町うしお 2丁目4番11号
	課程の名称	熟年ドライバー教室
	申請者の名称	社団法人恵新学園小樽自動車学校
9	住 所	小樽市新光 2丁目20番33号
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	小樽自動車学校
	所 在 地	小樽市新光 2丁目20番33号
	課程の名称	高齢運転者教育
	申請者の名称	株式会社千歳自動車学校
10	住 所	千歳市真々地 2丁目5番 2号
	代表者の氏名	中 里 豊

	施設の名 称	千歳自動車学校
	所 在 地	千歳市真々地 2丁目 5番 2号
	課程の名称	シルバードライバー教室
	申請者の名称	株式会社岩内自動車学校
11	住 所	岩内郡岩内町字高台150番地
	代表者の氏名	西 崎 武 司
	施設の名 称	岩内自動車学校
	所 在 地	岩内郡共和町梨野舞納10番地の 5
	課程の名称	高齢運転者安全運転教室
	申請者の名称	株式会社新札幌自動車学園
12	住 所	北広島市西の里373番地 1
	代表者の氏名	佐々木 藤 雄
	施設の名 称	新札幌自動車学園
	所 在 地	北広島市西の里373番地 1
	課程の名称	高齢者安全運転教室
	申請者の名称	株式会社夕張自動車教習所
13	住 所	夕張市平和11番地
	代表者の氏名	横 川 孝 一
	施設の名 称	夕張自動車教習所
	所 在 地	夕張市平和11番地
	課程の名称	高齢者安全運転講習
	申請者の名称	西出興業株式会社赤平自動車学校
14	住 所	赤平市字赤平599番地
	代表者の氏名	西 出 勝 利
	施設の名 称	赤平自動車学校
	所 在 地	赤平市字赤平599番地
	課程の名称	高齢者安全運転教育
	申請者の名称	有限会社秋野自動車学校

15	住 所	白老郡白老町字石山26番地の5
	代表者の氏名	高 橋 譲
	施設の名 称	萩野自動車学校
	所 在 地	白老郡白老町字石山26番地の5

4 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの

1	課程の名称	冬道安全運転教室
	申請者の名称	黒井産業株式会社
	住 所	山形県山形市宮町2丁目13番31号
	代表者の氏名	高 橋 渡
	施設の名 称	美しが丘自動車学校
	所 在 地	札幌市清田区平岡1条4丁目1番1号
	課程の名称	冬道安全運転教室
	申請者の名称	株式会社美唄自動車学校
	住 所	美唄市字美唄1443番地の14
2	代表者の氏名	後 藤 静 雄
	施設の名 称	美唄自動車学校
	所 在 地	美唄市字美唄1443番地の14
	課程の名称	冬道安全運転教室
	申請者の名称	啓盛学園自動車学校
	住 所	江別市大麻北町523番地
3	代表者の氏名	佐 藤 雅 人
	施設の名 称	啓盛学園自動車学校
	所 在 地	江別市大麻北町523番地
	課程の名称	冬道運転未経験者に対する安全運転教育
	申請者の名称	有限会社俱知安自動車学校
	住 所	虻田郡俱知安町字比羅夫70番地
4	代表者の氏名	齊 藤 洋

	施設の名 称	俱知安自動車学校
	所 在 地	虻田郡俱知安町字比羅夫70番地
	課程の名称	冬道安全運転教育
	申請者の名称	株式会社恵新自動車学園余市自動車学校
5	住 所	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	余市自動車学校
	所 在 地	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
	課程の名称	冬道運転未経験者に対する安全運転教育
	申請者の名称	株式会社夕張自動車教習所
6	住 所	夕張市平和1番地
	代表者の氏名	横 川 孝 一
	施設の名 称	夕張自動車教習所
	所 在 地	夕張市平和1番地
	課程の名称	冬道安全運転講習
	申請者の名称	西出興業株式会社赤平自動車学校
7	住 所	赤平市字赤平599番地
	代表者の氏名	西 出 勝 利
	施設の名 称	赤平自動車学校
	所 在 地	赤平市字赤平599番地
	課程の名称	特殊条件(冬道、坂道等)運転未経験者に対する安全運転教育
	申請者の名称	有限会社萩野自動車学校
8	住 所	白老郡白老町字石山26番地の5
	代表者の氏名	高 橋 譲
	施設の名 称	萩野自動車学校
	所 在 地	白老郡白老町字石山26番地の5

5 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの

	課程の名称	企業等の運転者に対する安全運転者教育
	申請者の名称	株式会社札幌篠路自動車学校
1	住 所	札幌市北区篠路1条8丁目6番30号
	代表者の氏名	泊 キミ子
	施設の名 称	篠路自動車学校
	所 在 地	札幌市北区篠路1条8丁目6番30号
	課程の名称	習熟安全運転教室
	申請者の名称	株式会社手稲恵新自動車学園
2	住 所	札幌市手稲区星置2条1丁目13番1号
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	手稲自動車学校
	所 在 地	札幌市手稲区星置2条1丁目13番1号
	課程の名称	セーフティ・ドライバークラス教室、ライディング・テクニック教室
	申請者の名称	株式会社鉄工団地自動車学園
3	住 所	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	代表者の氏名	浅 井 哲 夫
	施設の名 称	鉄工団地自動車学園
	所 在 地	札幌市西区発寒16条13丁目1番10号
	課程の名称	職業ドライバー運転者教育
	申請者の名称	財団法人砂川自動車学園
4	住 所	砂川市東5条8丁目1番1号
	代表者の氏名	山 本 敬一郎
	施設の名 称	砂川自動車学校
	所 在 地	砂川市東5条8丁目1番1号
	課程の名称	企業等の運転者に対する安全運転教室
	申請者の名称	株式会社美唄自動車学校
5	住 所	美唄市字美唄1443番地の14
	代表者の氏名	後 藤 静 雄

	施設の名 称	美唄自動車学校
	所 在 地	美唄市字美唄1443番地の14
	課程の名称	セーフティドライバー教育
	申請者の名称	財団法人歌志内交通安全指導センター
6	住 所	歌志内市文珠95番地14
	代表者の氏名	泉 谷 和 美
	施設の名 称	歌志内自動車学校
	所 在 地	歌志内市文珠95番地14
	課程の名称	習熟安全運転教室
	申請者の名称	株式会社恵新自動車学園伊達自動車学校
7	住 所	伊達市館山町37番地8
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	伊達自動車学校
	所 在 地	伊達市館山町37番地8
	課程の名称	セーフティドライバー教室
	申請者の名称	財団法人静内地区交通安全協会
8	住 所	静内郡静内町木場町2丁目3番50号
	代表者の氏名	酒 井 睦 美
	施設の名 称	静内総合自動車学校
	所 在 地	静内郡静内町木場町2丁目3番50号
	課程の名称	セーフティドライバー講習
	申請者の名称	株式会社浦河自動車学校
9	住 所	浦河郡浦河町東町うしお2丁目4番11号
	代表者の氏名	古 川 節 子
	施設の名 称	浦河自動車学校
	所 在 地	浦河郡浦河町東町うしお2丁目4番11号
	課程の名称	セーフティドライバー教室
	申請者の名称	株式会社富川自動車学校

10	住 所	沙流郡門別町富川西1丁目5番4号
	代表者の氏名	山 田 政 吉
	施設の名 称	富川自動車学校
	所 在 地	沙流郡門別町富川西1丁目5番4号
	課 程 の 名 称	トッポドライパークラス
	申請者の名 称	社団法人恵新学園小樽自動車学校
11	住 所	小樽市新光2丁目20番33号
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	小樽自動車学校
	所 在 地	小樽市新光2丁目20番33号
	課 程 の 名 称	セフテイナードライパー講習
	申請者の名 称	株式会社千歳自動車学校
12	住 所	千歳市真々地2丁目5番2号
	代表者の氏名	中 里 豊
	施設の名 称	千歳自動車学校
	所 在 地	千歳市真々地2丁目5番2号
	課 程 の 名 称	セフテイナードライパー講習
	申請者の名 称	株式会社恵庭自動車学校
13	住 所	恵庭市黄金町6番地
	代表者の氏名	藤 本 昌 邦
	施設の名 称	恵庭自動車学校
	所 在 地	恵庭市黄金町6番地
	課 程 の 名 称	セフテイナードライパー講習
	申請者の名 称	有限会社俱知安自動車学校
14	住 所	虻田郡俱知安町字比羅夫70番地
	代表者の氏名	齊 藤 洋
	施設の名 称	俱知安自動車学校
	所 在 地	虻田郡俱知安町字比羅夫70番地
	課 程 の 名 称	習熟安全運転教室
	申請者の名 称	株式会社恵新自動車学園余市自動車学校
15	住 所	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
	代表者の氏名	織 田 恵 憲
	施設の名 称	余市自動車学校
	所 在 地	余市郡余市町富沢町6丁目12番地
	課 程 の 名 称	セフテイナードライパー教室
	申請者の名 称	株式会社岩内自動車学校
16	住 所	岩内郡岩内町字高台150番地
	代表者の氏名	西 崎 武 司
	施設の名 称	岩内自動車学校
	所 在 地	岩内郡共和町栗野舞納10番地の5
	課 程 の 名 称	企業ドライパー安全運転教育
	申請者の名 称	株式会社江別自動車学校
17	住 所	江別市東野幌232番地1
	代表者の氏名	吉 川 史 朗
	施設の名 称	江別自動車学校
	所 在 地	江別市東野幌232番地1
	課 程 の 名 称	セーフテイナードライパー講習
	申請者の名 称	株式会社夕張自動車教習所
18	住 所	夕張市平和1番地
	代表者の氏名	横 川 孝 一
	施設の名 称	夕張自動車教習所
	所 在 地	夕張市平和1番地
	課 程 の 名 称	セフテイナードライパー講習
	申請者の名 称	西出興業株式会社赤平自動車学校
19	住 所	赤平市字赤平599番地
	代表者の氏名	西 出 勝 利

施設の名 称	赤平自動車学校
所 在 地	赤平市字赤平599番地
課 程 の 名 称	セフティードライバー講習
申請者の名称	有限会社萩野自動車学校
住 所	白老郡白老町字石山26番地の5
代表者の氏名	高 橋 謙
施設の名 称	萩野自動車学校
所 在 地	白老郡白老町字石山26番地の5

第2 認定をした年月日  
平成13年6月20日

### 北海道公安委員会告示第50号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。  
平成13年6月29日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

運転免許取得者教育を行う者	代 表 者 の 氏 名			変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	後	
財団法人歌志内交通安全指導センター	田 村 榮 司	泉 谷 和 美		平成12年11月27日
社団法人室蘭交通安全協会室蘭総合自動車学校	江 良 長 造	堀 田 繁 雄		平成12年7月13日
社団法人室蘭交通安全協会登別自動車学校	江 良 長 造	堀 田 繁 雄		平成12年7月13日

  

運転免許取得者教育を行う者	名 称 及 び 住 所			変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	後	
株式会社室蘭中央自動車学園	株式会社室蘭中央自動車学園 室蘭市八丁平4	株式会社マツダ自動車教習所 札幌市中央区北		平成13年4月20日

丁目17番7号 | 2条東1丁目1番地

### 函館方面公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。  
平成13年6月29日

北海道函館方面公安委員会委員長 野 又 肇

第1 運転免許取得者教育の課程の区分  
1 大型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの

課程の名 称	ペーパードライバー教育
申請者の名称	黒井産業株式会社函館支店亀田自動車学校
住 所	函館市桔梗町183番地24
代表者の氏名	高 橋 渡
施設の名 称	亀田自動車学校
所 在 地	函館市桔梗町183番地24

2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの

課程の名 称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社函館中央自動車学校
住 所	函館市西桔梗町515番地の1
代表者の氏名	鍵 谷 良 一
施設の名 称	函館中央自動車学校
所 在 地	函館市西桔梗町515番地の1
課程の名 称	普通自動二輪車・原付ライダー教室
申請者の名称	株式会社木古内自動車学校
住 所	岩内郡岩内町字高台150番地

代表者の氏名	西 崎 武 司
施設の名 称	木古内自動車学校
所 在 地	上磯郡知内町字中の川119番地の146
課 程 の 名 称	二輪ペーパードライバー教育
申請者の名 称	黒井産業株式会社函館支店亀田自動車学校
住 所	函館市桔梗町183番地24
代表者の氏名	高 橋 渡
施設の名 称	亀田自動車学校
所 在 地	函館市桔梗町183番地24

3 高齢者に対するもの

課 程 の 名 称	高齢者安全運転教室
申請者の名 称	株式会社函館中央自動車学校
住 所	函館市西桔梗町515番地の1
代表者の氏名	鍵 谷 良 一
施設の名 称	函館中央自動車学校
所 在 地	函館市西桔梗町515番地の1
課 程 の 名 称	シルバードライバークラス
申請者の名 称	株式会社木古内自動車学校
住 所	岩内郡岩内町字高台150番地
代表者の氏名	西 崎 武 司
施設の名 称	木古内自動車学校
所 在 地	上磯郡知内町字中の川119番地の146
課 程 の 名 称	高齢ドライバークラス
申請者の名 称	黒井産業株式会社函館支店亀田自動車学校
住 所	函館市桔梗町183番地24
代表者の氏名	高 橋 渡
施設の名 称	亀田自動車学校
所 在 地	函館市桔梗町183番地24

4 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの

課 程 の 名 称	冬道運転未経験者に対する安全運転教室
申請者の名 称	株式会社函館中央自動車学校
住 所	函館市西桔梗町515番地の1
代表者の氏名	鍵 谷 良 一
施設の名 称	函館中央自動車学校
所 在 地	函館市西桔梗町515番地の1
課 程 の 名 称	冬道安全運転教育
申請者の名 称	黒井産業株式会社函館支店亀田自動車学校
住 所	函館市桔梗町183番地24
代表者の氏名	高 橋 渡
施設の名 称	亀田自動車学校
所 在 地	函館市桔梗町183番地24

5 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの

課 程 の 名 称	習熟ドライバークラス
申請者の名 称	株式会社木古内自動車学校
住 所	岩内郡岩内町字高台150番地
代表者の氏名	西 崎 武 司
施設の名 称	木古内自動車学校
所 在 地	上磯郡知内町字中の川119番地の146

第2 認定をした年月日  
平成13年5月16日

**旭川方面公安委員会委員長**

旭川方面公安委員会告示第18号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。

平成13年6月29日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 須 孝 誠

## 第1 運転免許取得者教育の過程の区分

- 1 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの

課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社マツダ自動車教習所
住 所	札幌市中央区北2条東1丁目1番地
代表者の氏名	横 井 久
施設の名 称	旭川第一自動車学園
所 在 地	旭川市花咲町1丁目2232番地
課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社留萌自動車学校
住 所	留萌市東雲町2丁目75番地
代表者の氏名	浦 山 幸 一
施設の名 称	留萌自動車学校
所 在 地	留萌市東雲町2丁目75番地
課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社羽幌自動車学園
住 所	苫前郡羽幌町北町102番地
代表者の氏名	本 田 喜 芳
施設の名 称	羽幌自動車学校
所 在 地	苫前郡羽幌町北町102番地

第2 認定をした年月日

平成13年5月24日

旭川方面公安委員会委員長

## 旭川方面公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運

平成十三年六月二十七日

金 澤 田

転免許取得者教育を行う者の認定をした。

平成13年6月29日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

## 第1 運転免許取得者教育の課程の区分

- 1 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転経験が少ない者に対するもの

課程の名称	二輪車安全運転教室
申請者の名称	株式会社新得モーターズケール
住 所	上川郡新得町本通北6丁目17番地
代表者の氏名	小 川 利 弘
施設の名 称	新得モーターズケール
所 在 地	上川郡新得町本通北6丁目17番地

- 2 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの

課程の名称	企業ドライバース安全運転コース
申請者の名称	愛国自動車学校株式会社
住 所	釧路市愛国東1丁目29番14号
代表者の氏名	中 本 浩 二
施設の名 称	愛国自動車学校
所 在 地	釧路市愛国東1丁目29番14号

第2 認定をした年月日

平成13年5月16日

旭川方面公安委員会委員長

## 北見方面公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育を行う者の認定をした。

平成13年6月29日

北海道北見方面公安委員会委員長 藤 原 裕

## 第1 運転免許取得者教育の課程の区分

二 井 川

1 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの

課程の名称	原動機付き自転車教育
申請者の名称	有限会社才ホーツク自動車学校
住 所	網走郡女満別町字昭和59番地
1 代表者の氏名	渡 邊 直 子
施設の名 称	才ホーツク自動車学校
所 在 地	網走郡女満別町字昭和59番地
課程の名称	二輪安全運転教育
申請者の名称	株式会社交通学園紋別自動車学校
住 所	紋別市潮見町4丁目5番地の29
2 代表者の氏名	熊 谷 幸 夫
施設の名 称	紋別自動車学校
所 在 地	紋別市渚滑3丁目40番地

2 高齢者に対するもの

課程の名称	高齢運転者教育
申請者の名称	有限会社才ホーツク自動車学校
住 所	網走郡女満別町字昭和59番地
1 代表者の氏名	渡 邊 直 子
施設の名 称	才ホーツク自動車学校
所 在 地	網走郡女満別町字昭和59番地
課程の名称	高齢者安全運転教育
申請者の名称	株式会社交通学園紋別自動車学校
住 所	紋別市潮見町4丁目5番地の29
2 代表者の氏名	熊 谷 幸 夫
施設の名 称	紋別自動車学校
所 在 地	紋別市渚滑3丁目40番地

3 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの

課程の名称	冬道運転未経験者に対する安全運転教育
申請者の名称	株式会社交通学園紋別自動車学校
住 所	紋別市潮見町4丁目5番地の29
1 代表者の氏名	熊 谷 幸 夫
施設の名 称	紋別自動車学校
所 在 地	紋別市渚滑3丁目40番地

4 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対するもの

課程の名称	一般運転者教育
申請者の名称	有限会社才ホーツク自動車学校
住 所	網走郡女満別町字昭和59番地
1 代表者の氏名	渡 邊 直 子
施設の名 称	才ホーツク自動車学校
所 在 地	網走郡女満別町字昭和59番地
課程の名称	セフテイナードライバー講習
申請者の名称	株式会社交通学園紋別自動車学校
住 所	紋別市潮見町4丁目5番地の29
2 代表者の氏名	熊 谷 幸 夫
施設の名 称	紋別自動車学校
所 在 地	紋別市渚滑3丁目40番地

第2 認定をした年月日

平成13年6月20日

北見方面公安委員会告示第18号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更の届出があった。  
平成13年6月29日

運輸免許取得者教育を行う者	代表者の氏名		変更年月日
	変更前	変更後	
企業組合サシアオホーツク自動車学校	奥田 寛	渡邊 直子	平成13年4月20日
株式会社紋別自動車学校	熊谷 俊子	熊谷 幸夫	平成13年4月20日

運輸免許取得者教育を行う者	名称及び住所		変更年月日
	変更前	変更後	
企業組合サシアオホーツク自動車学校	企業組合サシアオホーツク自動車学校 網走郡女満別町西1条5丁目15番地	有限会社オホーツク自動車学校 網走郡女満別町字昭和59番地	平成13年4月20日
株式会社紋別自動車学校	株式会社紋別自動車学校 紋別市潮見町4丁目5番地29	株式会社交通学園紋別自動車学校 紋別市潮見町4丁目5番地29	平成13年4月20日

平成十三年六月二十九日

金曜日

二五六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課